

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年3月

匝瑳市



# 目次

第1章 総論 .....	1
1. 計画策定の主旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画対象区域.....	4
4. 計画期間 .....	4
第2章 地域の概況 .....	5
1. 匝瑳市の概況及び位置.....	5
2. 人口及び世帯数の推移.....	6
3. 将来人口の予測.....	7
4. 産業別人口 .....	9
5. 交通 .....	11
6. 土地利用 .....	11
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	12
第1節 ごみ処理体系.....	12
第2節 ごみ排出量の実績とごみの性状.....	14
1. ごみ排出量の実績.....	14
2. ごみの性状 .....	20
第3節 資源化等の実績.....	22
1. 資源化の実績.....	22
第4節 ごみ処理の状況.....	24
1. ごみ処理の現状.....	24
2. ごみ処理量及び処分量の実績.....	25
3. 中間処理の概要.....	26
4. 最終処分の概要.....	27
5. 有料化の状況.....	27
6. ごみ処理費用.....	28
第5節 ごみ排出状況の評価.....	29
1. 前回計画における目標値の達成状況.....	29
2. ごみ処理システムの評価.....	34
第6節 問題点と課題.....	36
1. ごみの発生抑制と排出抑制.....	36

2.	住民・事業者・行政との協働.....	36
3.	資源化率の向上.....	36
4.	収集・運搬.....	36
5.	ごみ処理経費の合理化.....	37
6.	漂着ごみ、災害ごみの処理と今後.....	37
第4章	ごみ処理基本計画.....	38
第1節	計画の基本事項.....	38
1.	基本理念.....	38
2.	基本方針.....	38
3.	計画策定のプロセス.....	39
4.	目標達成のための3R体系.....	40
第2節	ごみ処理基本計画の目標.....	41
1.	基本的な考え方.....	41
第3節	ごみ排出抑制のための施策に関する事項.....	43
1.	施策の体系.....	43
2.	基本施策方針.....	45
3.	処理体制.....	53
第4節	新たなごみ減量化等の施策を実施した後のごみ量予測.....	54
1.	ごみ排出量の予測.....	54
2.	ごみ原単位の予測.....	56
第5節	新たなごみ減量化の施策を実施した後のごみ処理処分量と資源化率.....	57
1.	ごみ処理量・処分量及び資源化率の予測.....	57
第6節	ごみの分別区分.....	58
1.	生活系ごみ.....	58
2.	事業系ごみ.....	58
3.	産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）.....	58
第7節	ごみ処理計画.....	59
1.	収集・運搬計画.....	59
2.	中間処理計画.....	60
3.	最終処分量計画.....	60
第8節	計画のフォローアップと事後評価.....	61
1.	概要.....	61
2.	実施手順と実施時期.....	61
3.	実施方法.....	61
4.	事後評価の視点.....	61

## 資料編

1. ごみ処理の実績と予測（排出量） ..... 資料-1
2. ごみ処理の実績と予測（原単位） ..... 資料-2
3. ごみ処理の実績と予測（処理・処分量等） ..... 資料-3



## 第1章 総論

### 1. 計画策定の主旨

匝瑳市（以下「本市」という。）では、平成30年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、住民・事業者・行政の3者が一体となり、3R「リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」の推進に向けた様々な取り組みを行ってきた。

本市では、ごみの処理を松山清掃工場で行っていたが、施設の老朽化が進んでいたことから、令和2年度で稼働を停止している。令和3年度からは東総地区広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）が管理する「東総地区クリーンセンター」で処理を行っている。

事務組合では、平成30年2月から施設整備を進め、令和3年度に「東総地区クリーンセンター」の稼働が開始した。

国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われた。平成30年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと統合的な取組として、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や家庭系食品ロス半減に向けた国民運動等を掲げている。また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）※に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行された。

千葉県においては、循環型社会形成に向けて、「第10次千葉県廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定しており、県が取り組むべき課題を整理している。さらに、「みんなで作る『持続可能な循環型社会』の構築」、「多様化する新たな課題への対応」、「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」の3つを基本方針とし、資源の適正な循環的利用を目指している。

このような背景から、本市では一般廃棄物処理に関してごみの減量化及び資源化に必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の実現を目指す。

※「持続可能な開発目標」SDGs（エスディー・ジーズ）とは、

地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



## 2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。また、策定にあたっては、「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」（同条第3項）としている。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、「一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、定めるものとする。」としている。

以上に基づき、事務組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と整合を保ちつつ、本計画を策定するものである。



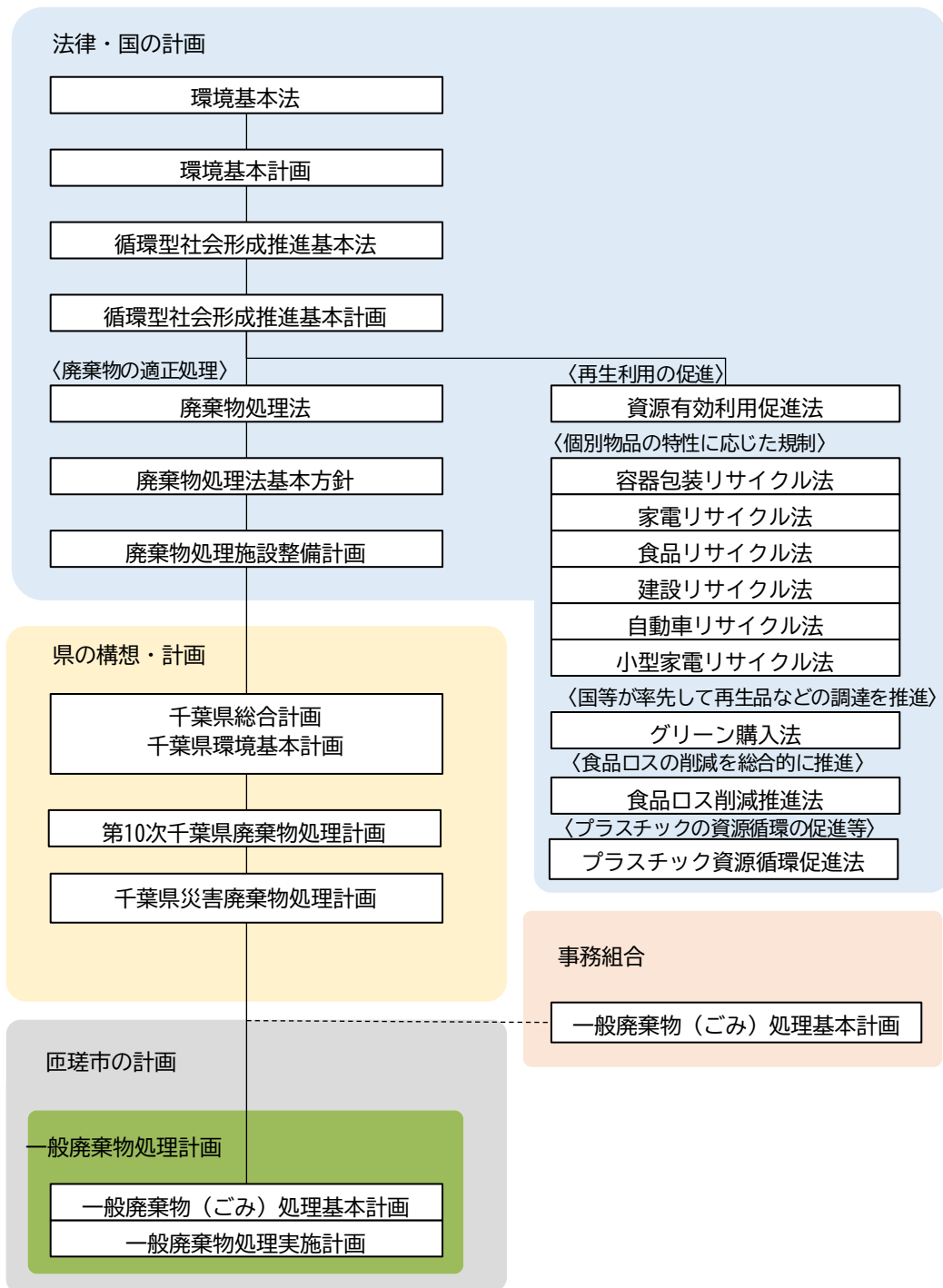


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

### 3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、本市全域とする。

### 4. 計画期間

ごみ処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より10～15年程度とされている。

したがって、本計画では令和5年度を初年度とし、15年後の令和19年度を目標年度とする。

なお、計画はおおむね5年ごとに、また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況等、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとされている。



図 1-2 計画期間

## 第2章 地域の概況

### 1. 匝瑳市の概況及び位置

平成18年1月23日、八日市場市と匝瑳郡野栄町が合併して「匝瑳市」が誕生した。

本市は、千葉県の北東部に位置し、東京都心から70km圏内、県都千葉市から約40km、成田空港からは約20kmの地点に位置している。東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市及び香取郡多古町に接し、南は太平洋に面している。

市の北部は、下総台地の緩やかな丘陵地帯で、谷津田が入り組んだ複雑な地形を成し、里山の自然が多く残されている。東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いている。

市の中心部には、JR総武本線と国道126号が丘陵部と平野部を分けるように東西に走り、沿線には市街地が形成されている。

気候は、海洋性の温暖な気候で、年間平均気温は15度、夏は涼しく冬は暖かく、ほとんど降雪は見られず、とても過ごしやすい土地柄である。



図 2-1 千葉県における本市の位置

## 2. 人口及び世帯数の推移

過去10年間の本市の人口及び世帯数の推移を表2-1及び図2-2に示す。

本市の人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯あたりの人口は減少しつつある。

表2-1 人口及び世帯数の推移（各年度3月31日人口）

年度	匝瑳市 人口（人）			世帯数（戸）	世帯人員数（人/戸）
	男性	女性			
H24	39,454	19,400	20,054	14,369	2.75
H25	38,979	19,182	19,797	14,413	2.70
H26	38,571	18,983	19,588	14,438	2.67
H27	38,063	18,780	19,283	14,484	2.63
H28	37,524	18,559	18,965	14,468	2.59
H29	36,969	18,334	18,635	14,526	2.55
H30	36,466	18,111	18,355	14,565	2.50
R1	35,881	17,818	18,063	14,642	2.45
R2	35,349	17,572	17,777	14,732	2.40
R3	34,696	17,268	17,428	14,719	2.36
10年間	-4,758	-2,132	-2,626	+350	-0.39

出典：住民基本台帳（各年度3月31日時点）

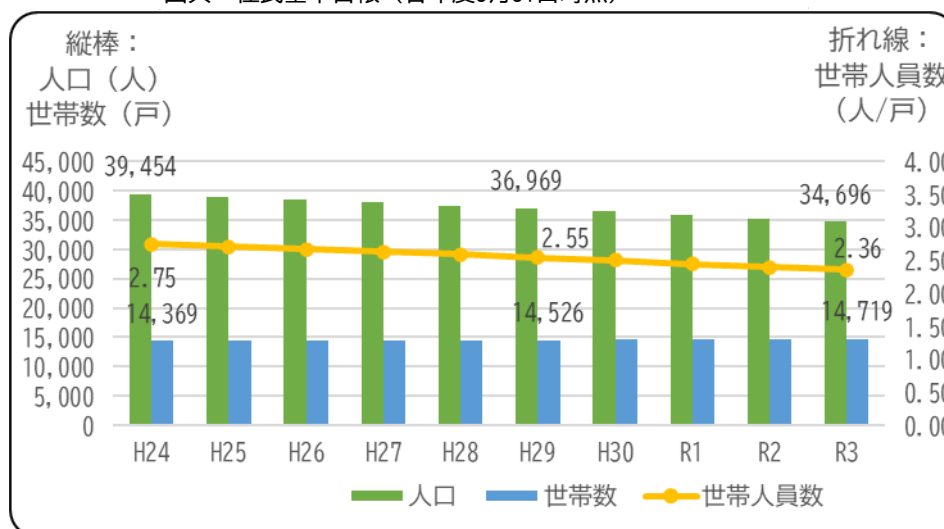


図2-2 人口及び世帯数の推移（各年度3月31日人口）

### 3. 将来人口の予測

本市の将来人口は、人口ビジョンを採用した。その結果を表 2-2 及び図 2-3 に示す。

表 2-2 将来人口予測結果

		匠瑛市
実績	H24	39,454
	H25	38,979
	H26	38,571
	H27	38,063
	H28	37,524
	H29	36,969
	H30	36,466
	R1	35,881
	R2	35,349
	R3	34,696
人口ビジョン	R4	34,398
	R5	34,100
	R6	33,802
	R7	33,504
	R8	33,145
	R9	32,785
	R10	32,426
	R11	32,066
	R12	31,707
	R13	31,363
	R14	31,020
	R15	30,676
	R16	30,333
	R17	29,989
	R18	29,640
	R19	29,292

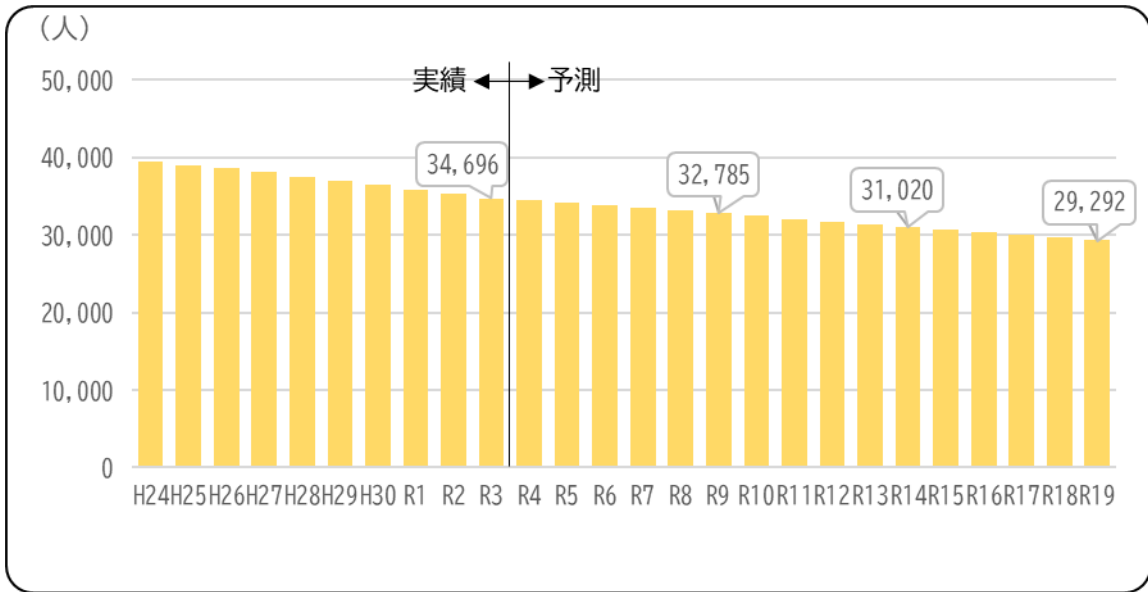


図 2-3 将来人口予測結果

計画目標年度の人口は次のとおりとし、計画収集人口も同様の人口とする。

令和 19 年度（計画目標年度） 29,292 人

#### 4. 産業別人口

本市の産業別就業人口を表 2-3 及び図 2-4 に示す。

産業別では、平成 28 年度において第三次産業が最も多く約 65%を占め、次いで第二次産業は約 31%、第一次産業は約 4%である。

表 2-3 産業別就業事業所数及び従業者数

産業分類	平成26年度		平成28年度	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	36	430	38	442
農林漁業	36	430	38	442
第二次産業	446	3,941	410	3,844
鉱業	2	15	1	6
建設業	301	1,526	276	1,434
製造業	143	2,400	133	2,404
第三次産業	1,325	9,781	1,172	7,919
電気・ガス・熱供給・水道業	1	14	-	-
情報通信業	1	37	2	42
運輸業、郵便業	33	642	31	560
卸売・小売業	479	2,862	439	2,681
金融・保険業	26	270	24	286
不動産業、物品賃貸業	52	125	49	106
学術研究、専門・技術サービス業	40	202	37	147
宿泊業、飲食サービス業	175	1,035	155	857
生活関連サービス業、娯楽業	187	533	176	498
教育、学習支援業	57	701	33	155
医療、福祉	135	2,406	110	1,774
複合サービス事業	20	321	21	322
サービス業（他に分類されないもの）	119	633	95	491
総数	1,807	14,152	1,620	12,205

出典：「平成26年経済センサス - 基礎調査結果」  
「平成28年経済センサス - 活動調査結果」

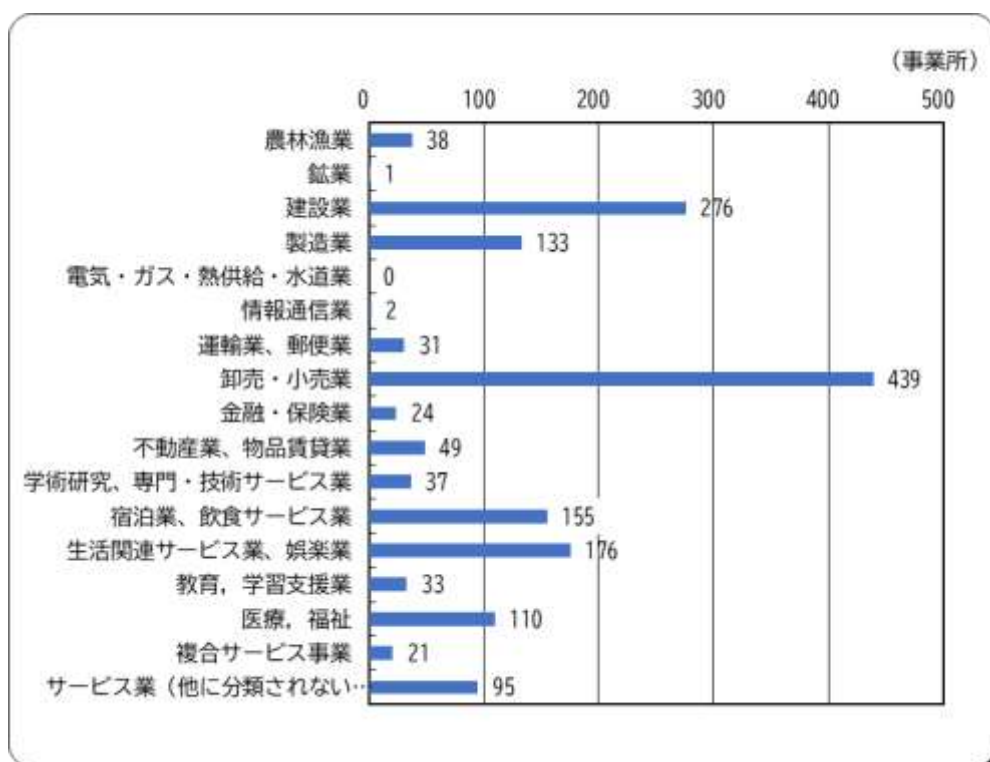


図 2-4 産業別就業事業所数（平成 28 年度）

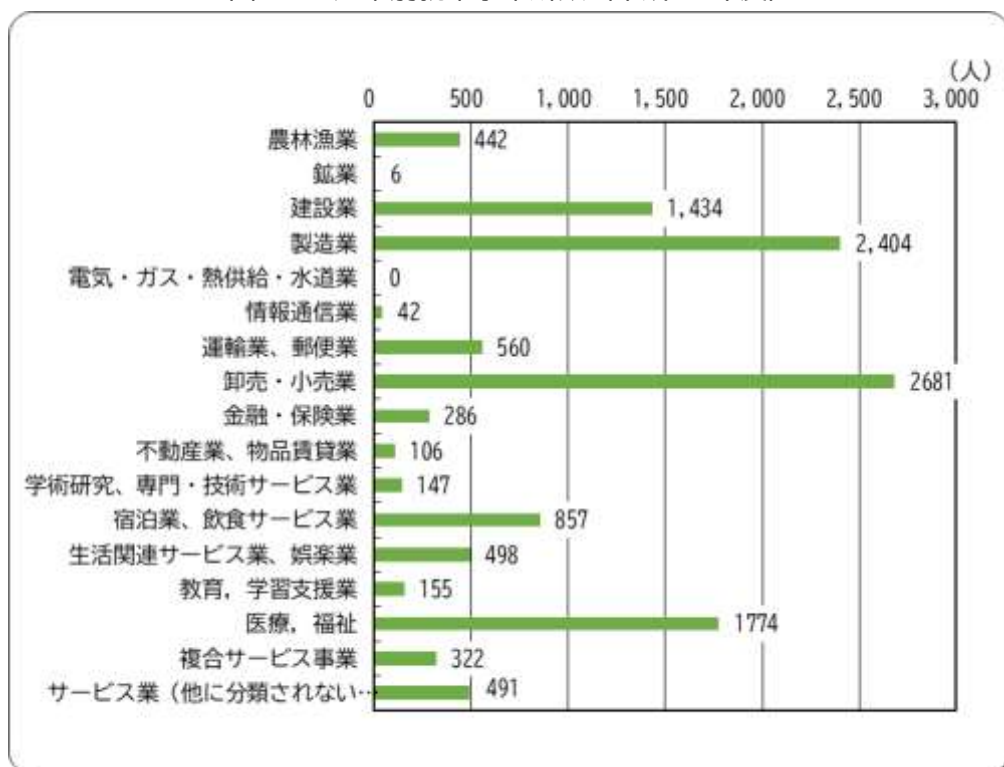


図 2- 産業別就業従業者数（平成 28 年度）



## 5. 交通

本市の交通状況は、JR 総武本線と国道 126 号が、丘陵部と平野部を分けるように並行して東西に走っているほか、国道 296 号が本市を起点とし、成田国際空港付近を経て船橋方面に通じている。

市内には、JR 総武本線の飯倉駅、八日市場駅の 2 駅がある。

## 6. 土地利用

本市の令和 3 年度の土地利用状況を表 2-4、図 2-5 に示す。

表 2-4 土地利用状況（令和 3 年度）

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
匝瑳市	10,152	3,500	2,115	1,057	6	975	108	356	2,036

(単位：ha)

出典：統計そうさ 令和3年度版

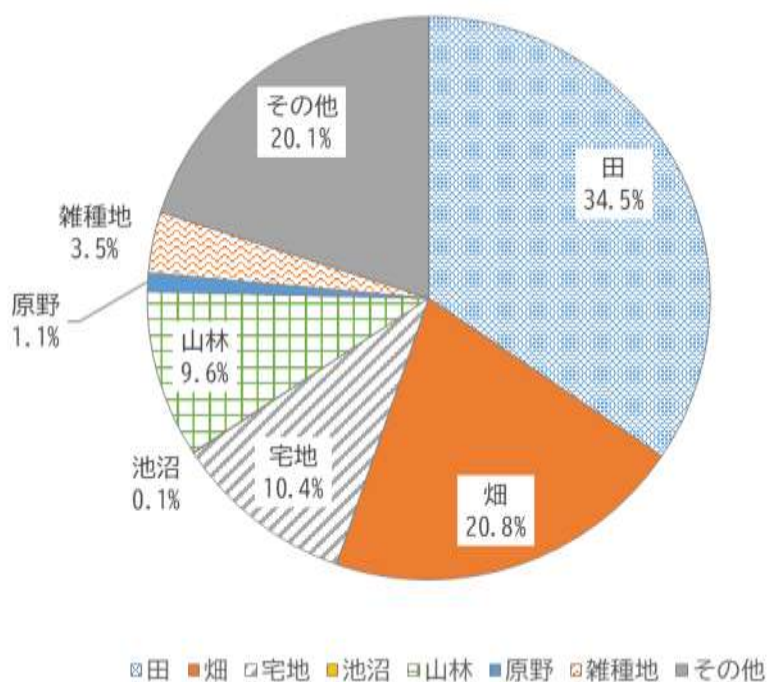


図 2-6 土地利用状況（令和 3 年度）

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

本章では、本市のごみ処理の現況を解析し、今後の課題を抽出する。

#### 第1節 ごみ処理体系

##### 1) ごみの分別区分

本市では、令和2年度まで匝瑳市ほか二町環境衛生組合で処理していたが、令和3年度から事務組合での処理を開始するにあたって銚子市、旭市と分別区分を統一している。令和2年度までの分別区分を表3-1-1に、令和3年度以降を表3-1-2に示す。

また、それに伴い、令和2年度までと令和3年度からの処理フローも異なることからそれぞれの処理フローを示す。

表3-1-1 本市の分別区分（令和2年度まで）

匝瑳市	
可燃ごみ	
不燃ごみ	
粗大ごみ	
資源ごみ	缶類
	ビン類
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装
	金属類
	ガラス類
	衣類
	紙類

表3-1-2 本市の分別区分（令和3年度以降）

普通ごみ	台所ごみ、枝葉・板等、繊維類、プラスチック類、陶磁器類、ガラス類、その他
資源ごみ	カン、ビン、ペットボトル、金属、紙類、衣類
粗大ごみ	家具、ストーブ、スポーツ用品、自転車、布団、シャベル、物干し竿等
小型家電	携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、オーディオプレーヤー、メモリーカード、ゲーム機、電子辞書、電卓、ドライヤー、電気カミソリ、カーナビ等
有害ごみ	蛍光管、乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、ライター、モバイルバッテリー

出典：ごみの分け方・出し方

### 1) ごみ処理フロー

令和2年度までの本市のごみ処理フローを図3-1-1に、令和3年度以降の本市のごみ処理フローを図3-1-2に示す。

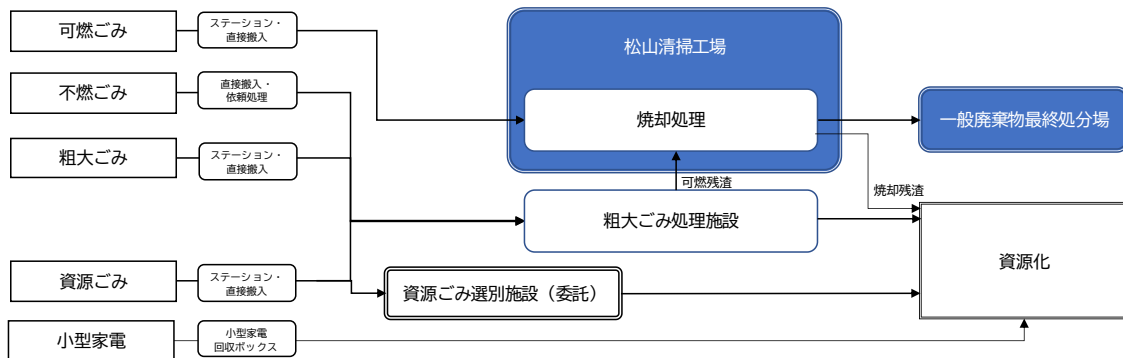


図3-1-1 本市のごみ処理フロー（令和2年度まで）

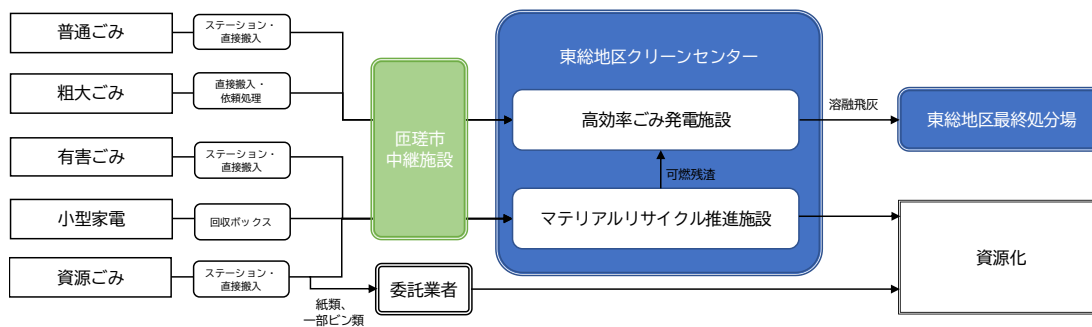


図3-1-2 本市のごみ処理フロー（令和3年度以降）

## 第2節 ごみ排出量の実績とごみの性状

本市の種類別ごみ排出量はどの程度であったか、また可燃ごみの性状は、どのような性質であったかを述べる。

### 1. ごみ排出量の実績

(用語の定義と計算数値について)

【原単位】 1人1日当たり排出するごみの量を表す単位 (g/人・日) (年度末人口)

【排出量】 年間の収集ごみ (生活系+事業系) + 直接搬入ごみの合計

【総排出量】 排出量に集団回収量を加えたごみの量

※計算数値について：本節以後のすべてのごみ量、原単位等の計算結果は、四捨五入の関係で、最終桁の数値が、表や図により若干異なる場合がある。

#### 1) ごみ排出量の実績

本市における、過去10年間のごみ排出量実績を表3-2-1に示す。また、生活系ごみと事業系ごみ及び集団回収の排出実績を図3-2-1に示す。

- ①ごみ排出量は、令和2年度まで減少していたが、令和3年度で増加した。
- ②令和3年度 of 排出量のうち、約72%を生活系ごみが占める。
- ④集団回収は、減少傾向で推移している。

表3-2-1 過去10年間のごみ排出量の実績

(単位：t/年)

		H24	H25	H26	H27	H28
生活系	可燃ごみ	4,861	4,830	4,855	4,829	4,831
	不燃ごみ	1,307	1,325	1,165	1,334	1,398
	粗大ごみ	17	19	25	20	26
	資源ごみ	739	713	718	655	633
	その他	12	12	11	10	17
	小計	6,936	6,899	6,774	6,848	6,905
事業系	可燃ごみ	2,931	2,844	2,673	2,557	2,472
	不燃ごみ	735	754	811	944	889
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	資源ごみ	23	35	33	38	34
	その他	0	0	0	0	0
	小計	3,689	3,633	3,517	3,539	3,395
排出量		10,625	10,532	10,291	10,387	10,300
集団回収		292	297	274	266	243
総排出量		10,917	10,829	10,565	10,653	10,543

		H29	H30	R1	R2	R3
生活系	可燃ごみ	4,751	4,756	4,966	4,604	5,948
	不燃ごみ	1,496	1,528	1,105	1,009	0
	粗大ごみ	21	20	23	15	643
	資源ごみ	614	594	587	734	679
	その他	9	7	12	5	50
	小計	6,891	6,905	6,693	6,367	7,320
事業系	可燃ごみ	2,515	2,371	2,131	1,897	2,481
	不燃ごみ	975	797	508	414	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	242
	資源ごみ	33	33	27	29	15
	その他	0	0	0	0	0
	小計	3,523	3,201	2,666	2,340	2,738
排出量		10,414	10,106	9,359	8,707	10,058
集団回収		222	215	198	132	144
総排出量		10,636	10,321	9,557	8,839	10,202

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

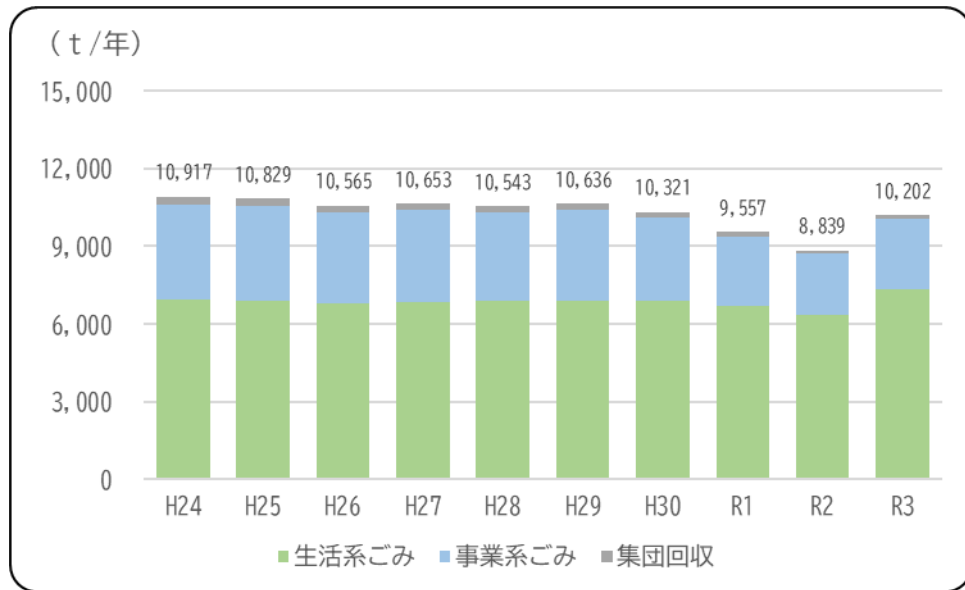


図 3-2-1 生活系ごみ、事業系ごみ及び集団回収の実績

## 2) ごみの種類別排出量の実績（集団回収を除く）

本市における、過去 10 年間のごみの種類別排出量実績を図 3-2-2 に示す。

- ①令和 3 年度のごみ排出量は、ごみ排出量の約 83%を占める。可燃ごみは、総排出量と同様に令和 2 年度まで減少していたが、令和 3 年度には増加した。

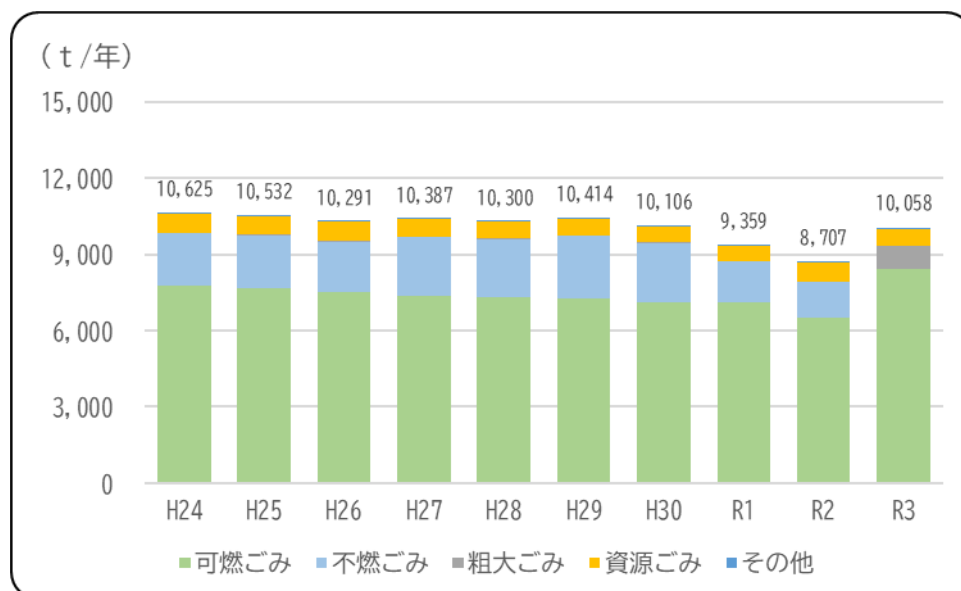


図 3-2-2 種類別ごみ排出量の実績

### 3) ごみの排出量原単位実績 (1人1日当たり排出量)

本市における、過去10年間のごみ排出量原単位の実績を表3-2-2及び図3-2-3に示す。

- ①ごみの排出原単位は令和元年度、令和2年度までは減少傾向にあったが、令和3年度に増加した。過去10年間をとおして千葉県原単位より低い。
- ②生活系ごみは、令和2年度までは概ね横ばいであったが、令和3年度にごみ処理広域化の影響等もあり増加した。
- ③事業系ごみは令和2年度まで減少傾向で推移していたが、令和3年度にごみ処理広域化の影響等もあってか可燃ごみが増加した。

表3-2-2 ごみ排出量原単位実績

(単位：g/人・日)

		H24	H25	H26	H27	H28
生活系	可燃ごみ	337.55	339.49	344.85	347.58	352.72
	不燃ごみ	90.76	93.14	82.75	96.02	102.07
	粗大ごみ	1.18	1.33	1.77	1.44	1.90
	資源ごみ	51.31	50.11	51.00	47.15	46.22
	その他	0.83	0.84	0.78	0.72	1.24
	小計	481.63	484.91	481.15	492.91	504.15
事業系	可燃ごみ	203.53	199.90	189.87	184.05	180.49
	不燃ごみ	51.04	53.00	57.60	67.95	64.91
	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	資源ごみ	1.60	2.46	2.34	2.74	2.48
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	256.17	255.36	249.81	254.74	247.88
排出量		737.80	740.27	730.96	747.65	752.03
集団回収		20.27	18.81	17.55	17.03	15.79
総排出量		758.07	759.08	748.51	764.68	767.82
千葉県原単位		960	956	936	925	956
全国原単位		964	958	947	936	925

		H29	H30	R1	R2	R3
生活系	可燃ごみ	352.09	357.32	379.18	356.84	469.67
	不燃ごみ	110.87	114.80	84.37	78.20	0.00
	粗大ごみ	1.56	1.51	1.76	1.16	50.77
	資源ごみ	45.50	44.62	44.82	56.89	53.61
	その他	0.67	0.53	0.92	0.39	3.94
	小計	510.69	518.78	511.05	493.48	578.00
事業系	可燃ごみ	186.39	178.13	162.72	147.02	195.91
	不燃ごみ	72.26	59.88	38.79	32.09	0.00
	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	19.11
	資源ごみ	2.45	2.48	2.06	2.25	1.18
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	261.10	240.49	203.57	181.36	216.20
排出量		771.79	759.27	714.62	674.84	794.19
集団回収		14.66	14.42	13.85	9.45	10.51
総排出量		786.45	773.69	728.47	684.29	804.70
千葉県原単位		903	897	905	894	—
全国原単位		920	919	918	901	—

※原単位 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 10<sup>6</sup>

出典：一般廃棄物処理実態調査（千葉県、全国）

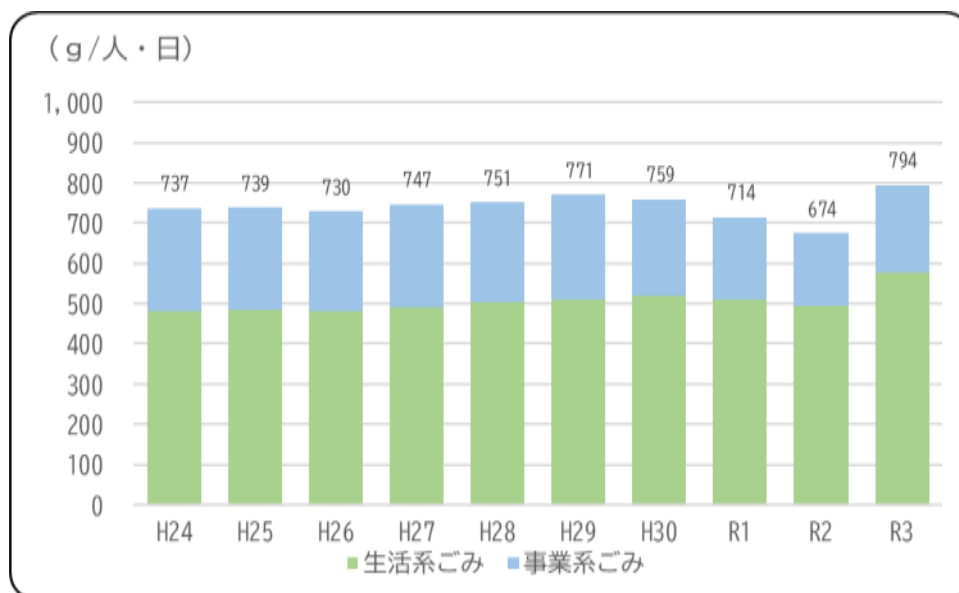


図 3-2-3 ごみ排出量原単位の実績



#### 4) 原単位実績

本市の原単位実績を、表 3-2-3、図 3-2-4 に示す。

表 3-2-3 ごみ排出量原単位実績

(単位：g/人・日)

	H24	H25	H26	H27	H28
匝瑳市	758.07	759.08	748.51	764.68	767.82
千葉県	960	956	936	925	956
全国	964	958	947	936	925

	H29	H30	R1	R2	R3
匝瑳市	786.45	773.69	728.47	684.29	804.70
千葉県	903	897	905	894	—
全国	920	919	918	901	—

出典：一般廃棄物処理実態調査（千葉県、全国）

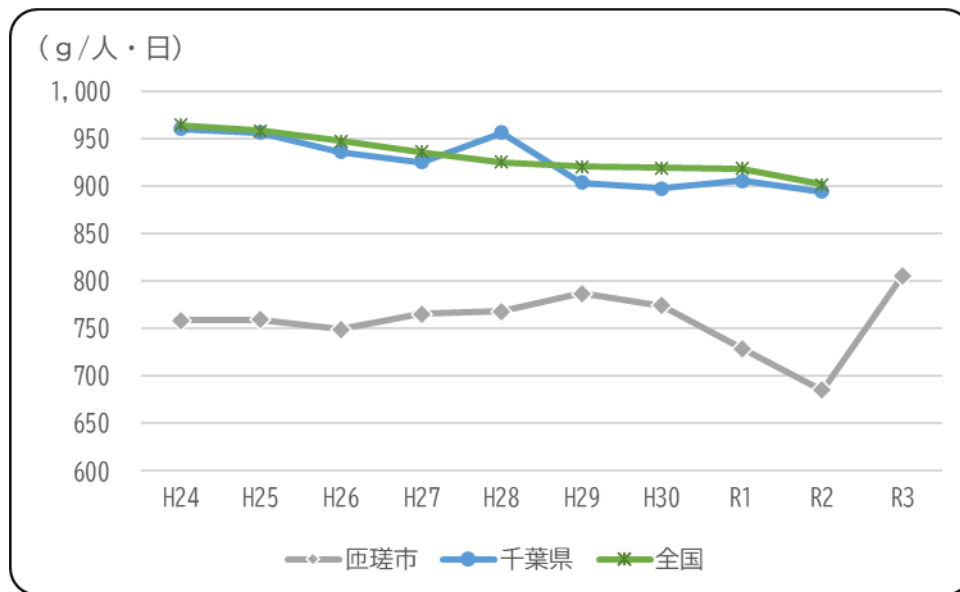


図 3-2-4 ごみ排出量原単位実績

## 2. ごみの性状

匠瑛市ほか二町環境衛生組合では、令和2年度まで年に4回のごみ質調査を行っていた。

平成24年度から令和2年度までのごみ質調査結果を表3-2-4、図3-2-5に示す。

表3-2-4 匠瑛市ほか二町環境衛生組合におけるごみ質調査結果

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
組成	紙、布類	27.7	36.7	36.9	39.3	43.6	38.1	32.1	44.8	54.6	39.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	27.9	24.5	31.4	29.7	25.7	23.5	21.1	27.3	25.8	26.3
	木、竹、わら類	14.0	13.5	9.3	9.8	11.0	16.2	19.5	10.3	5.0	12.1
	厨芥類	17.8	23.0	12.5	18.3	10.8	11.8	18.3	12.5	12.1	15.2
	不燃物	1.7	0.9	3.1	0.6	4.1	6.0	2.9	0.7	1.0	2.3
	その他	11.0	1.5	6.8	2.4	4.8	4.5	6.3	4.6	1.5	4.8
三成分	水分	53.3	45.7	43.3	40.6	45.2	46.9	42.3	49.8	37.2	44.9
	可燃分	40.9	44.8	49.5	53.9	44.9	42.0	44.8	44.0	56.2	46.8
	灰分	5.9	9.5	7.2	5.5	9.9	11.1	13.0	6.3	6.6	8.3

単位：%

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値	2,320	1,743	1,969	2,183	1,743	1,608	1,758	1,683	2,310	1,924
	実測値	2,171	2,120	2,265	2,415	2,115	2,138	2,298	2,013	2,545	2,231

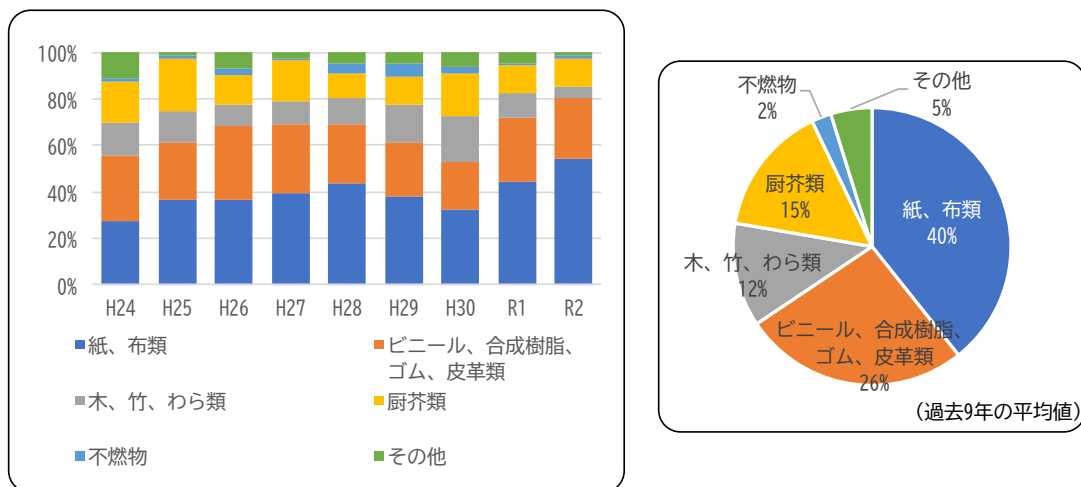


図3-2-5 匠瑛市ほか二町環境衛生組合におけるごみ質調査結果

参考

本市では、令和3年度から東総地区クリーンセンターで処理を行っている。

令和3年度のごみ質調査結果を表3-2-5、図3-2-6に示す。なお、東総地区クリーンセンターでのごみ質調査では、銚子市、旭市から排出されたごみも含まれている。

表3-2-5 事務組合におけるごみ質調査結果

単位：%

項目		月	令和3年度					
			4	5	6	7	8	9
組成	紙、布類		56.1	67.2	61.2	54.5	43.9	59.4
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類		35.1	12.5	25.2	16.5	39.3	24.0
	木、竹、わら類		4.6	13.0	10.5	23.5	14.2	12.0
	厨芥類		2.3	0.5	0.4	3.4	2.4	3.2
	不燃物		1.1	2.4	2.0	0.2	0.0	0.0
	その他		1.0	4.4	0.8	2.0	0.2	1.5
三成分	水分		43.2	39.7	43.0	51.2	44.0	49.3
	可燃分		52.8	53.0	51.6	44.9	51.6	46.6
	灰分		3.9	7.3	5.4	3.9	4.4	4.1
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値		12,130	10,750	11,380	8,960	10,470	8,310
	実測値		8,890	9,000	8,650	7,180	8,620	7,550

単位：%

項目		月	令和3年度						平均
			10	11	12	1	2	3	
組成	紙、布類		51.4	46.5	54.3	63.3	54.9	55.8	55.7
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類		32.6	20.4	17.5	20.9	18.3	22.8	23.7
	木、竹、わら類		12.2	22.1	19.4	11.5	17.8	15.2	14.7
	厨芥類		0.8	5.6	7.5	2.7	0.7	3.0	2.7
	不燃物		1.3	3.4	0.0	0.5	3.8	1.3	1.3
	その他		1.9	2.0	1.3	1.1	4.5	1.8	1.9
三成分	水分		41.2	36.5	39.2	39.4	29.7	41.8	41.5
	可燃分		52.8	55.5	55.6	56.0	61.4	52.5	52.9
	灰分		6.0	8.0	5.2	4.6	8.9	5.7	5.6
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値		12,730	12,670	10,260	11,290	12,810	11,150	11,076
	実測値		8,920	9,550	9,500	9,570	10,830	7,970	8,853

出典：事務組合調査票

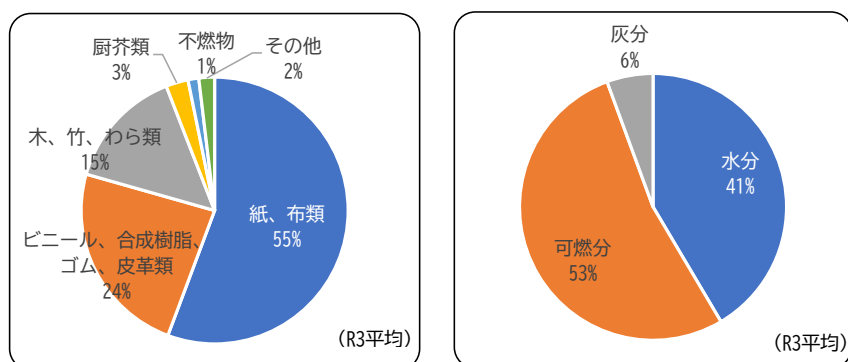


図3-2-6 事務組合におけるごみ質調査結果

### 第3節 資源化等の実績

本市での資源化の実績は、どの程度であったかを述べる。

#### 1. 資源化の実績

本市の資源化量及び資源化率実績を、表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 資源化量及び資源化率の実績

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源化量	1,860	1,608	1,629	1,549	1,528
紙類	206	200	174	182	180
紙パック	0	0	0	0	0
金属類	346	300	286	274	272
スチール缶	127	115	106	97	85
アルミ缶	54	51	55	50	53
溶融メタル	—	—	—	—	—
その他金属	165	134	125	127	134
ペットボトル	77	73	69	70	67
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	45	0	0	0	0
布類	157	142	144	101	96
ガラス	292	279	273	275	261
肥料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	0	0	0	0	0
セメント原料	632	587	609	572	572
その他	105	27	74	75	80
集団回収量	292	297	274	266	243
資源化量合計	2,152	1,526	1,494	1,434	1,381
資源化率	19.7%	18.0%	18.4%	17.4%	17.2%

	H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	1,576	1,755	1,453	1,404	1,655
紙類	175	175	152	174	264
紙パック	0	0	0	0	0
金属類	271	261	239	263	216
スチール缶	88	84	78	79	31
アルミ缶	49	46	47	54	28
溶融メタル	-	-	-	-	116
その他金属	134	31	114	130	41
ペットボトル	65	68	64	67	53
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	46	46	44	49	0
布類	93	96	84	28	38
ガラス	250	228	194	187	191
肥料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	0	0	0	0	893
セメント原料	588	516	537	514	0
その他	88	365	139	122	0
集団回収量	222	215	198	132	144
資源化量合計	1,798	1,970	1,651	1,536	1,799
資源化率	16.9%	19.1%	17.3%	17.4%	17.6%

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

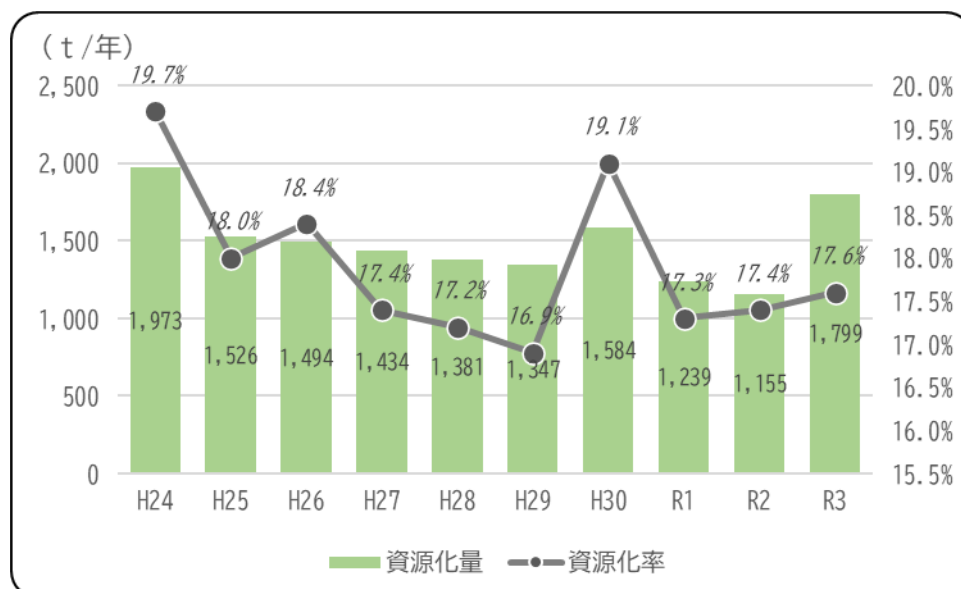


図 3-3-1 資源化量及び資源化率の実績

## 第4節 ごみ処理の状況

ごみはどのように収集され、処理されているか。また、施設の概要及び処理費用について述べる。

### 1. ごみ処理の現状

#### 1) ごみ処理主体

本市におけるごみ処理主体と収集運搬体制について表 3-4-1 に示す。

表 3-4-1 ごみ処理主体

	収集・運搬	中間処理	最終処分
普通ごみ	委託	事務組合	事務組合
資源ごみ	委託	事務組合	—
粗大ごみ	直接搬入・許可業者	事務組合	事務組合
有害ごみ	委託	事務組合	事務組合

#### 2) 分別の状況

分別区分は、表 3-1-1 及び表 3-1-2 に掲載したとおりであり、ごみの出し方については、ステーション方式（粗大ごみについては、直接搬入）を採用している。

また、普通ごみ及び資源ごみに関しては、指定袋を採用している。

#### 3) 収集や処理できないごみ

収集や処理できないごみは、プロパンガスボンベ、消火器、農機具、農業用ビニール、農薬、かわら、コンクリート、ブロック、タイヤ、自動車部品、バッテリー、塗料、廃油（食用油以外）、毒劇物、火薬、医薬品、注射器（針）、建築廃材、ピアノ、漁網、土砂、焼却灰、産業廃棄物、その他処理が困難なもの等である。

## 2. ごみ処理量及び処分量の実績

本市の過去 10 年間の焼却処理量、焼却率、最終処分量及び最終処分率を表 3-4-2 及び図 3-4-1 に示す。

- ①令和 3 年度における、ごみ排出量に対する焼却率は、91.8%である。
- ②令和 3 年度における、ごみ排出量に対する最終処分率は、3.1%である。

表 3-4-2 焼却処理量・焼却率及び最終処分量・最終処分率の実績

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
焼却処理量	9,112	9,206	8,985	9,127	9,061
焼却率	83.5%	85.0%	85.0%	85.7%	85.9%
最終処分量	186	157	142	145	137
最終処分率	1.7%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%

	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理量	9,206	8,636	8,174	7,527	9,364
焼却率	86.6%	83.7%	85.5%	85.2%	91.8%
最終処分量	126	126	167	211	318
最終処分率	1.2%	1.2%	1.7%	2.4%	3.1%

焼却処理量 = 可燃ごみ + 可燃残さ

出典 (最終処分量) : 一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

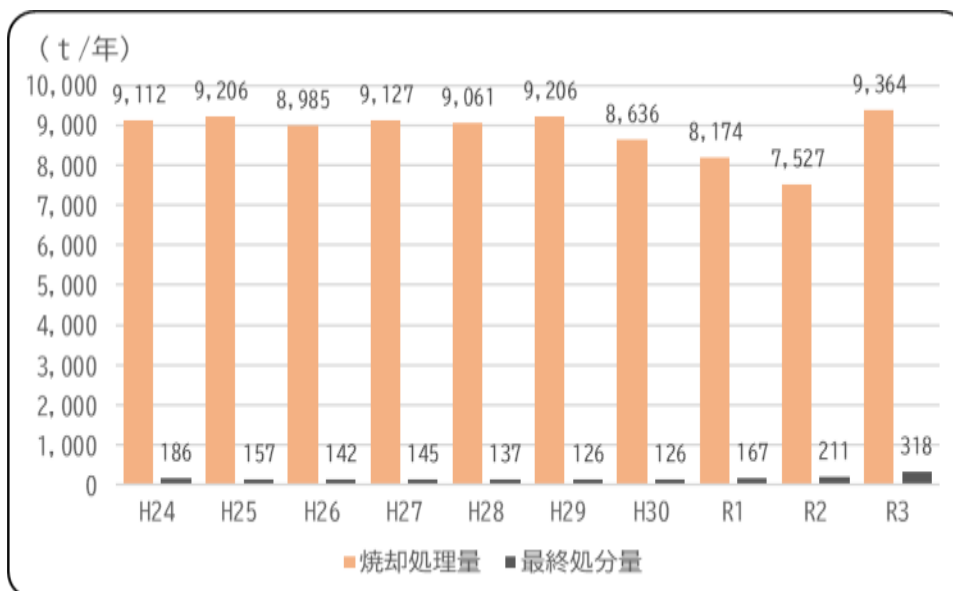


図 3-4-1 焼却処理量・焼却率及び最終処分量・最終処分率の実績

### 3. 中間処理の概要

事務組合の東総地区クリーンセンターの概要を表 3-4-3、3-4-4 に示す。

表 3-4-3 事務組合の高効率ごみ発電施設の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区クリーンセンター
所 在 地	千葉県銚子市野尻町 1678 番地の 1
敷 地 面 積	約 48,000 m <sup>2</sup> (マテリアルリサイクル推進施設を含む)
処 理 能 力	198 t/日 (99 t/日×2 炉)
処 理 方 式	シャフト炉式ガス化溶融炉
竣 工 年 月	令和 3 年 3 月

表 3-4-4 事務組合のマテリアルリサイクル推進施設の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区クリーンセンター
所 在 地	千葉県銚子市野尻町 1678 番地の 1
敷 地 面 積	約 48,000 m <sup>2</sup> (高効率ごみ発電施設を含む)
処 理 能 力	缶：3.6 t/5 h                      ペットボトル：2.6 t/5 h
処 理 方 式	缶：手選別 (不適物) + 機械選別方式 (スチール缶・アルミ缶) ペットボトル：手選別方式
竣 工 年 月	令和 3 年 3 月



#### 4. 最終処分概要

事務組合の最終処分場の概要を表 3-4-5 に示す。

表 3-4-5 事務組合の最終処分場の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区最終処分場
所 在 地	千葉県銚子市森戸町 953 番地
敷 地 面 積	約 21,000 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	約 37,000 m <sup>3</sup>
処 理 方 式	クローズド型
竣 工 年 月	令和 3 年 6 月

#### 5. 有料化の状況

本市では、ごみ処理手数料として次の金額を徴収している。

表 3-4-6 本市の有料化の状況（令和 5 年 3 月現在）

種別		金額	
収集ごみ	普通ごみ	45L 10枚入り 450円 20L 10枚入り 200円	
	資源ごみ	缶類	40L 10枚入り 200円 20L 10枚入り 100円
		ビン類	
		ペットボトル	
		金属類	指定袋なし
		紙類	
	衣類		
	小型家電	回収ボックス	
有害ごみ	指定袋なし		
直接搬入ごみ	家庭系	10kg当たり100円	
	事業系	10kg当たり200円	
	小型動物	1頭当たり500円	

## 6. ごみ処理費用

本市の平成 29 年度から令和 3 年度までのごみ処理経費を表 3-4-7 に示す。

令和 3 年度からごみ処理の広域化により、収集を本市で行い、その後の処理を事務組合で行うこととなったため、直接のごみ処理経費は大きく減少している。

令和 3 年度における処理及び維持管理費は、約 1 億 3,200 万円となっており、1 人当たりの経費は約 3,800 円、1t 当たりの経費は約 13,200 円となっている。

表 3-4-7 ごみ処理経費の実績

	単位	H29	H30	R1	R2	R3	平均
処理及び維持管理費	千円	455,959	544,011	447,930	517,475	132,754	491,344
人件費（一般職）	千円	69,601	62,265	60,541	75,663	0	67,018
処理費							
収集運搬費	千円	13,380	13,932	14,569	11,373	0	13,314
中間処理費	千円	211,684	270,287	191,911	173,456	0	211,835
最終処分費	千円	15,231	23,830	13,401	20,588	0	18,263
車両等購入費	千円	0	0	0	0	0	0
委託費							
収集運搬費	千円	77,902	81,805	84,839	99,099	122,826	85,911
中間処理費	千円	67,279	90,192	81,282	136,276	9,928	93,757
最終処分費	千円	882	1,700	1,387	1,020	0	1,247
その他	千円	0	0	0	0	0	0
合計	千円	455,959	544,011	447,930	517,475	132,754	491,344
人口	人	36,969	36,466	35,881	35,349	34,696	35,598
1人当たり経費	円/人	12,334	14,918	12,484	14,639	3,826	11,467
ごみ排出量	t/年	10,414	10,106	9,359	8,707	10,058	9,558
ごみ1t当たり経費	円/t	43,783	53,830	47,861	59,432	13,199	43,581

出典：匠瑛市調査票



図 3-4-2 ごみ処理経費の実績

## 第5節 ごみ排出状況の評価

本市で策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成30年3月）の達成状況の評価及び環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」における評価をまとめる。

### 1. 前回計画における目標値の達成状況

#### 1) ごみ排出状況

本市では、平成30年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前回計画」という。）を策定している。

前回計画では、目標年度を令和8年度とし、計画数値を算出している。

計画数値の達成状況を表3-5-1に示す。また、図3-5-1～3-5-4に原単位の達成状況を示す。なお、排出量は人口によることから原単位のみを示す。

事業系ごみは、平成29年度では達成していなかったが、それ以降大幅に減少しており令和3年度では計画値を達成している状況にある。

一方、生活系ごみは、令和2年度で計画値を下回り目標を達成していたが、令和3年度では増加し、達成できていない状況にある。

表 3-5-1 原単位計画値達成状況

		単位	H29	H30	R1	R2	R3	
人口	実績	人	36,969	36,466	35,881	35,349	34,696	
	前回計画目標値		36,934	36,374	35,815	35,256	34,683	
原単位	実績	g/人・日	生活系ごみ	510.69	518.78	511.05	493.48	577.99
			事業系ごみ	261.10	240.49	203.57	181.36	216.20
			集団回収	14.66	14.42	13.85	9.45	10.51
			総排出量	786.45	773.69	728.47	684.29	804.70
	前回計画計画値		生活系ごみ	503.90	504.10	502.70	504.00	505.40
			事業系ごみ	247.50	247.30	246.20	246.60	246.30
			集団回収	18.10	18.20	18.20	18.40	18.50
			総排出量	769.50	769.60	767.20	769.00	770.00

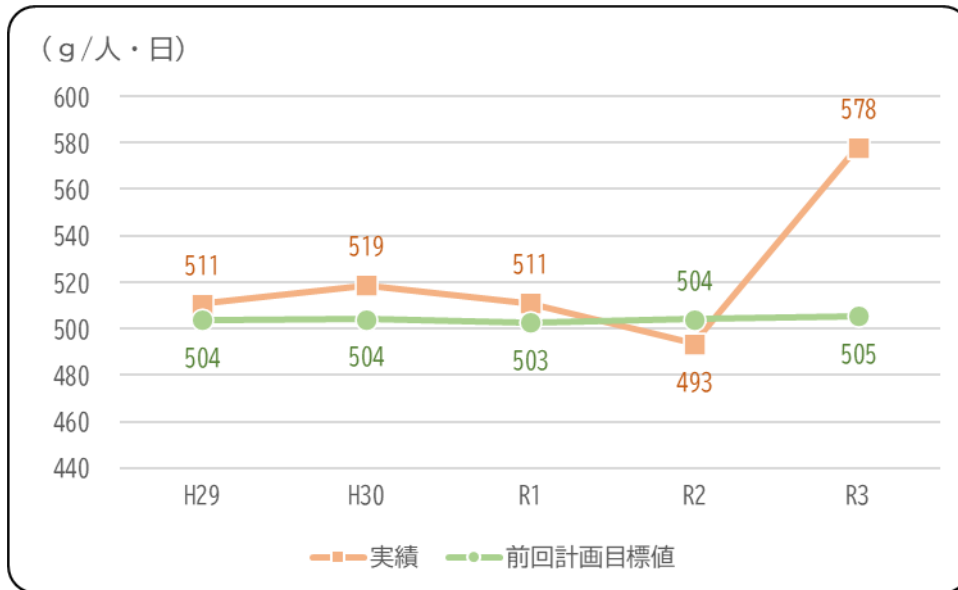


図 3-5-1 生活系ごみ原単位の計画値達成状況

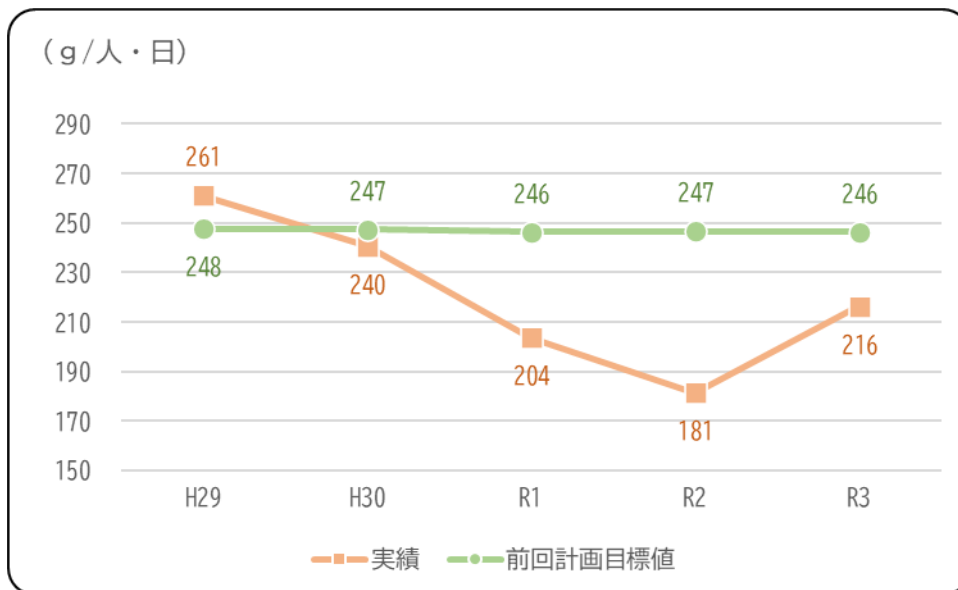


図 3-5-2 事業系ごみ原単位の計画値達成状況

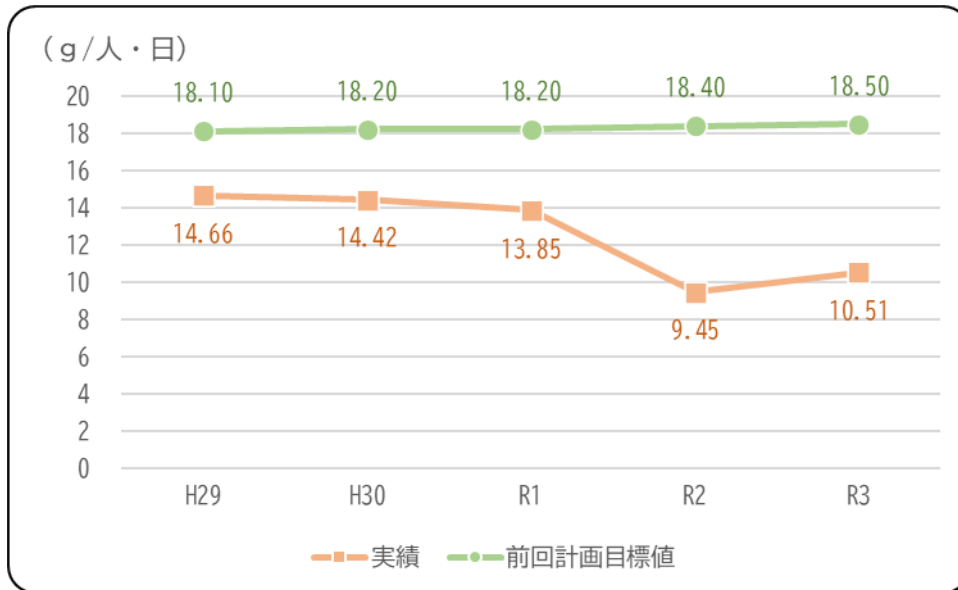


図 3-5-3 集団回収原単位の計画値達成状況

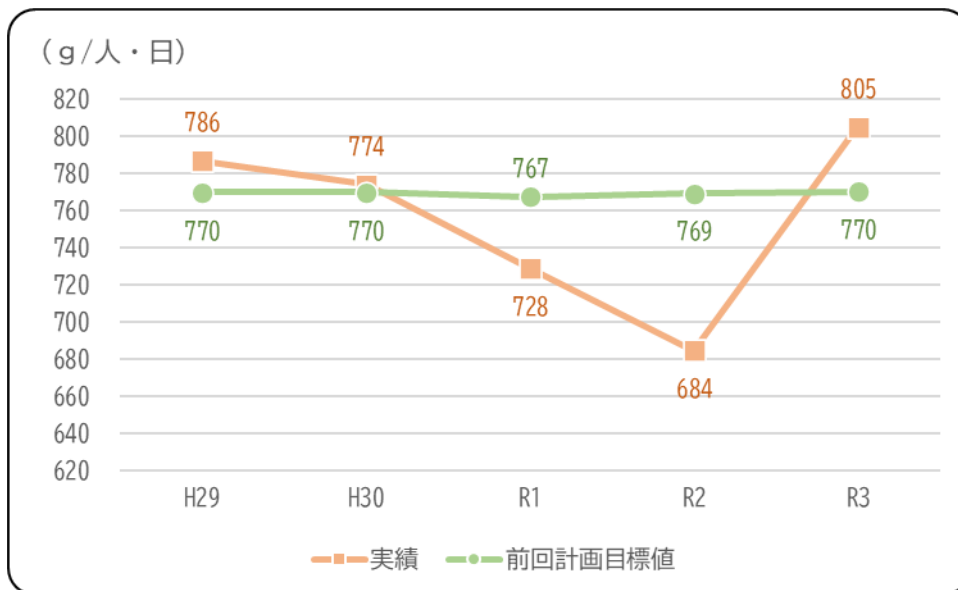


図 3-5-4 総排出量原単位の計画値達成状況

## 2) ごみ処理状況

計画数値の達成状況を表 3-5-2 に示す。また、資源化率の達成状況を図 3-5-5 に、最終処分率の達成状況を 3-5-6 に示す。

資源化率は平成 30 年度以降、令和 2 年度まで計画値を下回っていたが、令和 3 年度で向上し計画値を上回っている。また、最終処分率はいずれの年度においても計画値より下回っており、資源化率、最終処分率ともに目標を達成している状況にある。

表 3-5-2 資源化率及び最終処分率の計画値達成状況

		単位	H29	H30	R1	R2	R3
資源化率	実績	%	16.9%	19.1%	17.3%	17.4%	17.6%
	前回計画計画値		17.7%	17.8%	18.0%	18.1%	16.3%
最終処分率	実績		1.2%	1.2%	1.7%	2.4%	3.1%
	前回計画計画値		4.3%	4.3%	4.3%	4.4%	3.8%

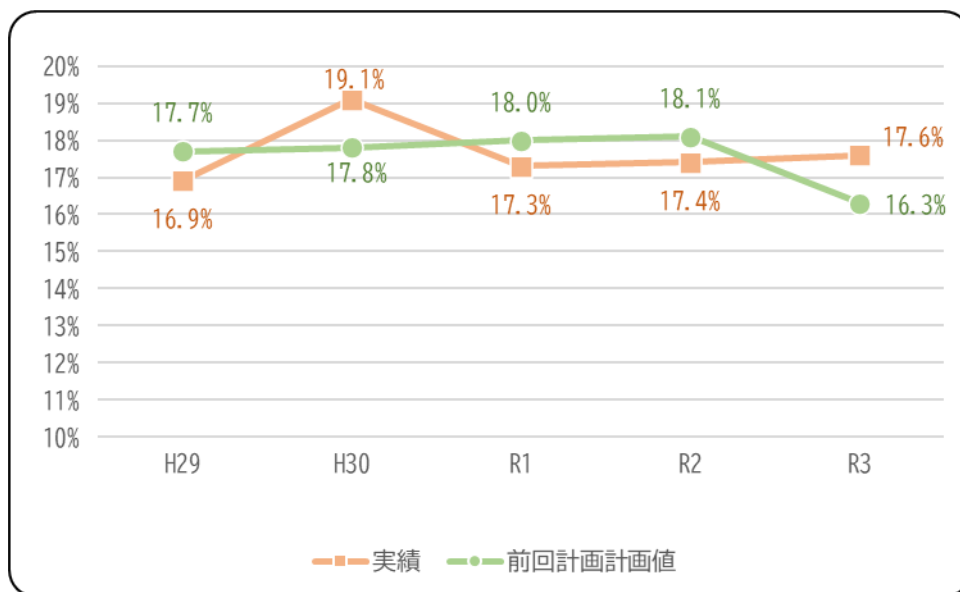


図 3-5-5 資源化率の計画値達成状況

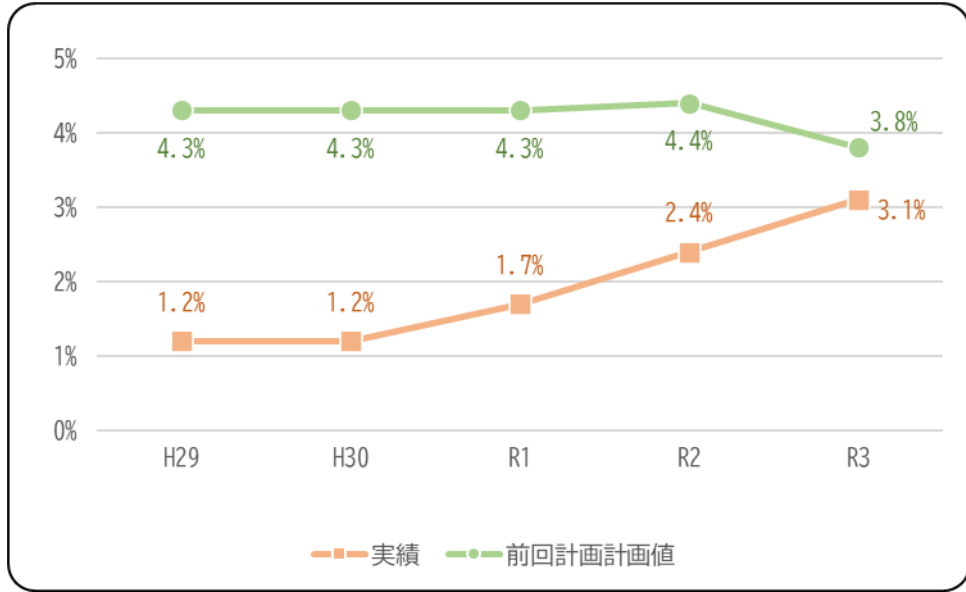


図 3-5-6 最終処分率の計画値達成状況

## 2. ごみ処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、構成市町ごとのごみ処理システムの評価を評価する。比較に当たっては、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた。

### 1) 評価の見方

以下では、ごみ処理システムの評価結果を示すレーダーチャートを掲載する。レーダーチャートには、本市の実績（黒線）と、類似市町村※の平均値（赤線）が示されており、5つの指標に関して、本市と類似市町村を比較することができる。平均値（赤線）の外側に飛び出している指標は、本市が類似市町村よりも優れているということを意味する。

レーダーチャートで用いる指標は、「人口1人1日当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の5つである。

表 3-5-3 各指標の算出方法

標準的な指標		算出方法	単位
廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 <sup>3</sup>	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

※人口は令和2年10月1日時点

※類似市町村とは、都市形態（政令指定都市、特別区、中核市等）、人口規模、産業構造（第2次産業人口、第3次産業人口の比率）で抽出している。



## 2) 本市のシステムの評価

本市は、「廃棄物からの資源回収率」以外では、類似都市の平均を上回っている。  
システムの更なる向上のためには、資源回収率を増加させる必要がある。

表 3-5-4 本市の実績と偏差値

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.942	0.174	0.113	15,804	51,702
最大	1.487	0.740	0.919	43,681	400,244
最小	0.419	0.057	0	4,454	14,057
標準偏差	0.151	0.082	0.127	5,714	32,987
匝瑳市実績	0.679	0.116	0.057	8,695	34,473
偏差値	67.4	42.9	54.4	62.4	55.2

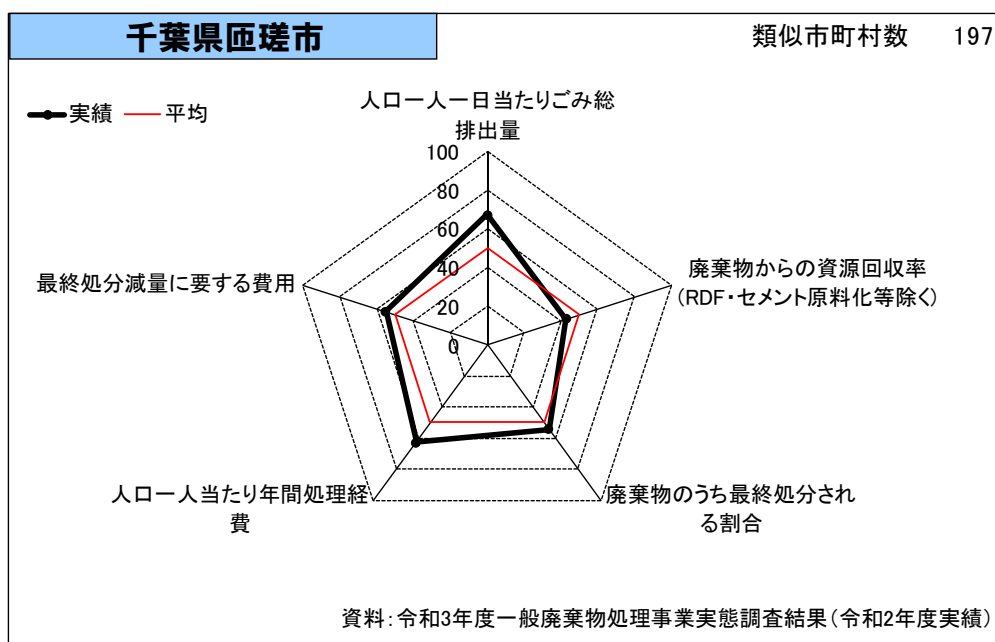


図 3-5-7 本市のシステム評価

※黒線が赤線の外側に飛び出している指標は、本市が類似市町村よりも優れていることを示します。

## 第6節 問題点と課題

本市のごみ処理・収集運搬及び処理・処分に係る問題点と課題は、次のとおりである。

### 1. ごみの発生抑制と排出抑制

本市の1人1日当たりのごみの総排出量原単位は、令和2年度まで減少傾向で推移していたものの、令和3年度で増加した。しかし、千葉県や全国平均と比較すると少ない状況にある。

生活系ごみの原単位は、平成24年度に比べて令和3年度は約20%増加し、事業系ごみの原単位は約16%減少した。総排出量の原単位は令和3年度で増加したものの、千葉県と比較しても低いことから、継続して減量化を進めていく必要がある。

今後は、住民及び事業者に対し、「ごみとなる物を発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を推進していく必要がある。

### 2. 住民・事業者・行政との協働

ごみの排出抑制及び資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び資源化に取り組むことが必要である。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みに負うところが大きいとため、行政は住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底等の取り組みを支援していく必要がある。

### 3. 資源化率の向上

ごみの種類別の排出量を見ると、生活系、事業系ともに可燃ごみの割合が非常に高い。可燃ごみには、資源化できる古紙や布類も多く含まれおり、資源化が可能ながらも焼却されていることが推測される。そのため住民や事業者に対して分別の徹底を啓発していく必要がある。今後は、資源となる物、特に紙類を資源ごみとして出すことの徹底等の住民意識の啓発や、資源ごみの分別区分の見直し等の資源化施策を推進していく必要がある。

### 4. 収集・運搬

現在の収集運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように収集・運搬を行っているが、ごみ量の増減の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しの検討を行う必要がある。

また、収集運搬はごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

## 5. ごみ処理経費の合理化

本市では、東総地区クリーンセンターでの処理が令和3年度から開始しており、令和2年度以前と収集運搬や処理に係る費用に変動があると考えられるため、今後の動向を注視していく必要がある。

安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいが、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

また、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」等を活用し、コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める必要がある。

## 6. 漂着ごみ、災害ごみの処理と今後

本市は、太平洋に面しており、海岸漂着ごみが多い。これらのごみに関しては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸管理者、河川管理者及び港湾管理者等と協議の上、事務組合構成区域から日常的に排出されるごみの処理や施設の安定的な運転に支障のない範囲で、東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

また、災害ごみについても同様に東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の基本事項

ごみ処理基本計画の基本理念及び基本方針を定める。

#### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとする。

○3Rを中心課題として位置付け、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。

○循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理・処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。

○環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確立する。

#### 2. 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

##### 1) ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）の促進

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等、処理の優先順位に基づいて、第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組む。これにより、可能な範囲でごみを出さない循環型まちづくりを目指す。

ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、行政は積極的にごみの発生抑制及び再使用等に関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。

再生利用等に当たっては、温室効果ガスの削減等、総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先したうえで、廃棄物の有効活用を図るため熱回収についても取り組む。

また、再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、集団回収の促進、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置促進等の多様な資源化施策を行う。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、行政の役割は、事業者が排出するごみの発生抑制及び可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行う。

## 2) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの確立

ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。

事務組合では東総地区クリーンセンターが令和 3 年度から稼働しており、エネルギー回収や環境へ配慮した処理施設の運転・管理を確立する。

## 3) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して 3R の推進等、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。

## 3. 計画策定のプロセス

本計画では将来のごみ収集及び処理に関して、図 4-1-1 に示すフローに沿って計画を策定した。

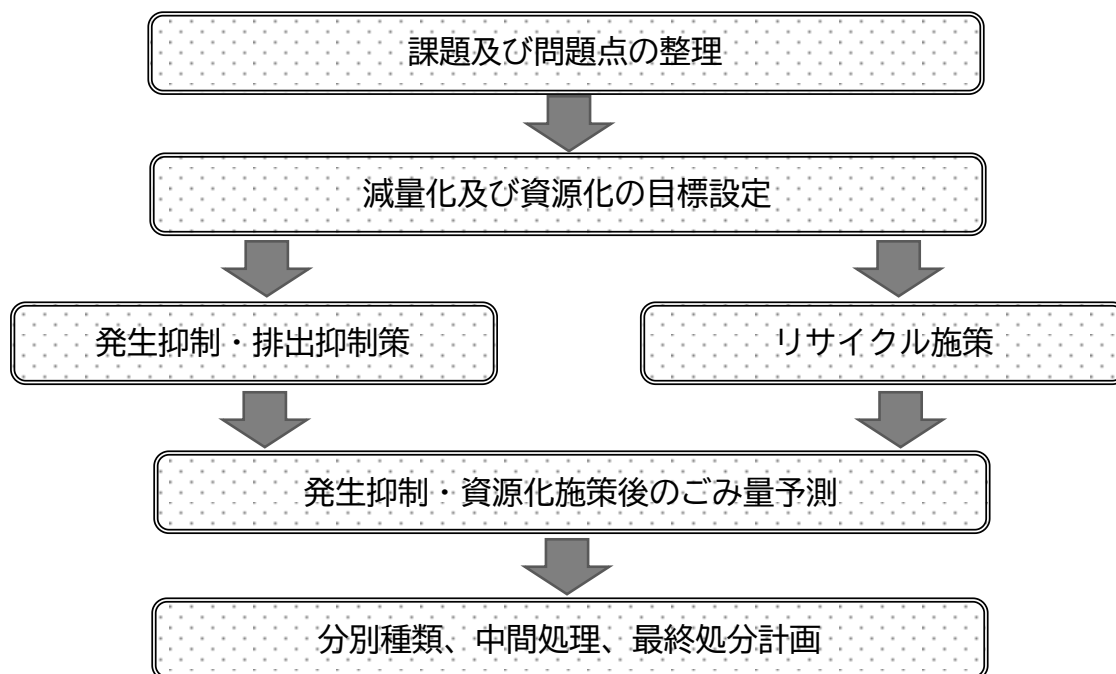


図 4-1-1 計画策定フロー

#### 4. 目標達成のための3R体系

本市の基本理念における3R体系の概念を図4-1-2に示す。

目標達成のため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）を推進し、それでも排出されるごみは、③再生利用（リサイクル）を促進する。

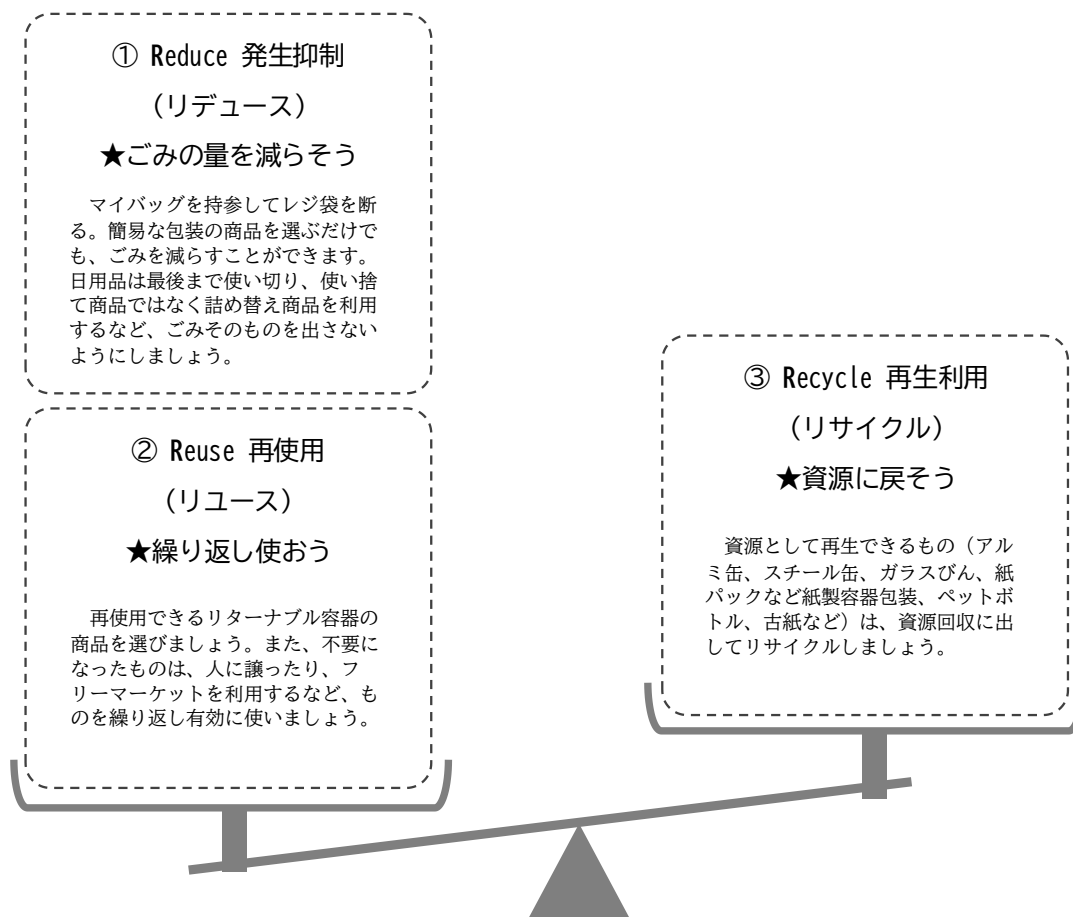


図4-1-2 3Rの概念図

## 第2節 ごみ処理基本計画の目標

計画目標年度における減量化及び資源化等の目標値を定める。

### 1. 基本的な考え方

ごみ減量化及び資源化を検討するに当たり、ごみ発生及び処理処分の概念を図 4-2-1 に示す。

循環型社会の基本理念（3R）に従い、ごみの減量化及び資源化を推進するために発生抑制と再使用に重点を置いた対策へ推進していくことが重要な目標である。

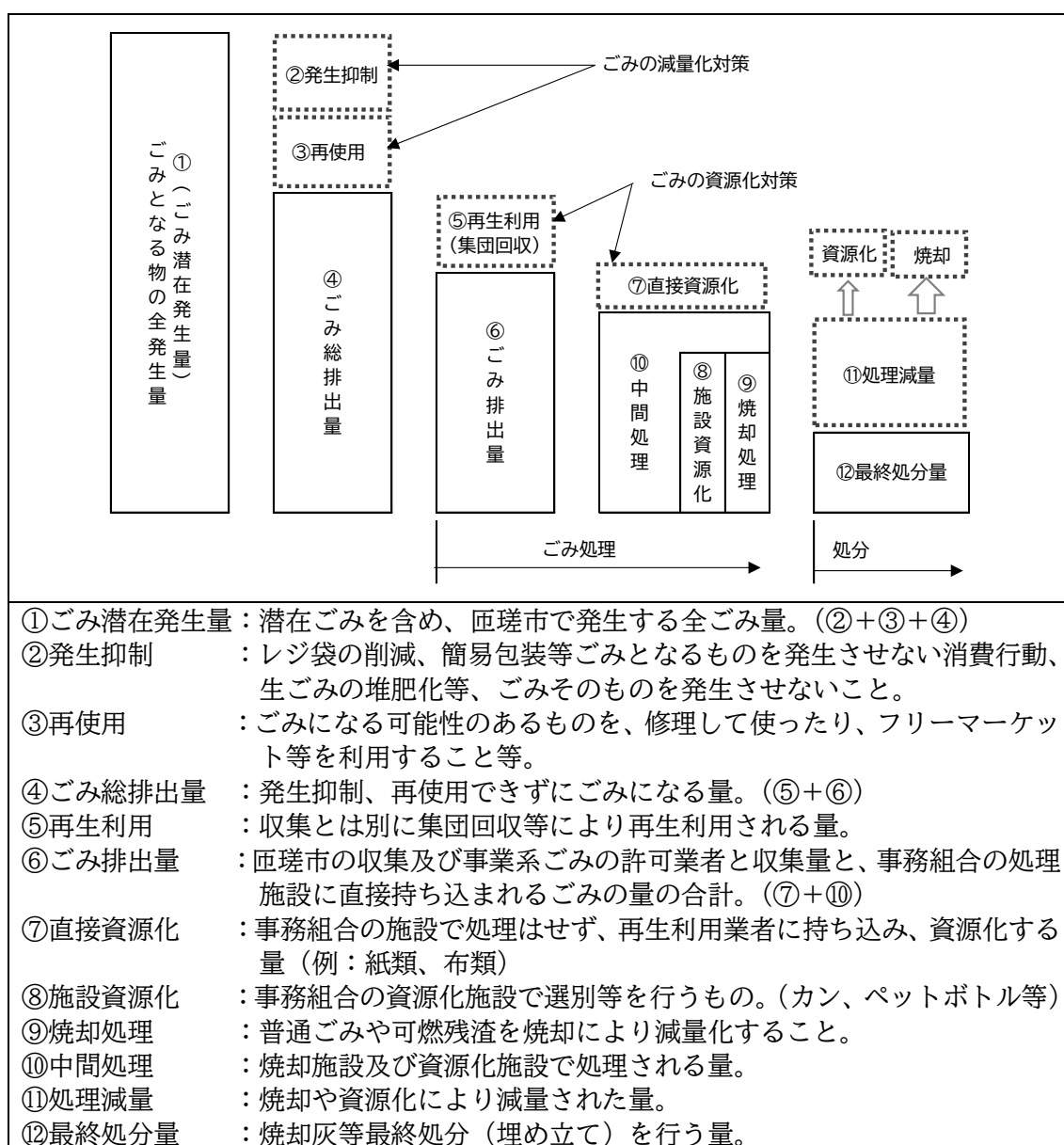


図 4-2-1 ごみ発生及び処理処分の概念

住民、事業者及び行政が協働して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）を行うための3R施策の概念を、図4-2-2に示す。

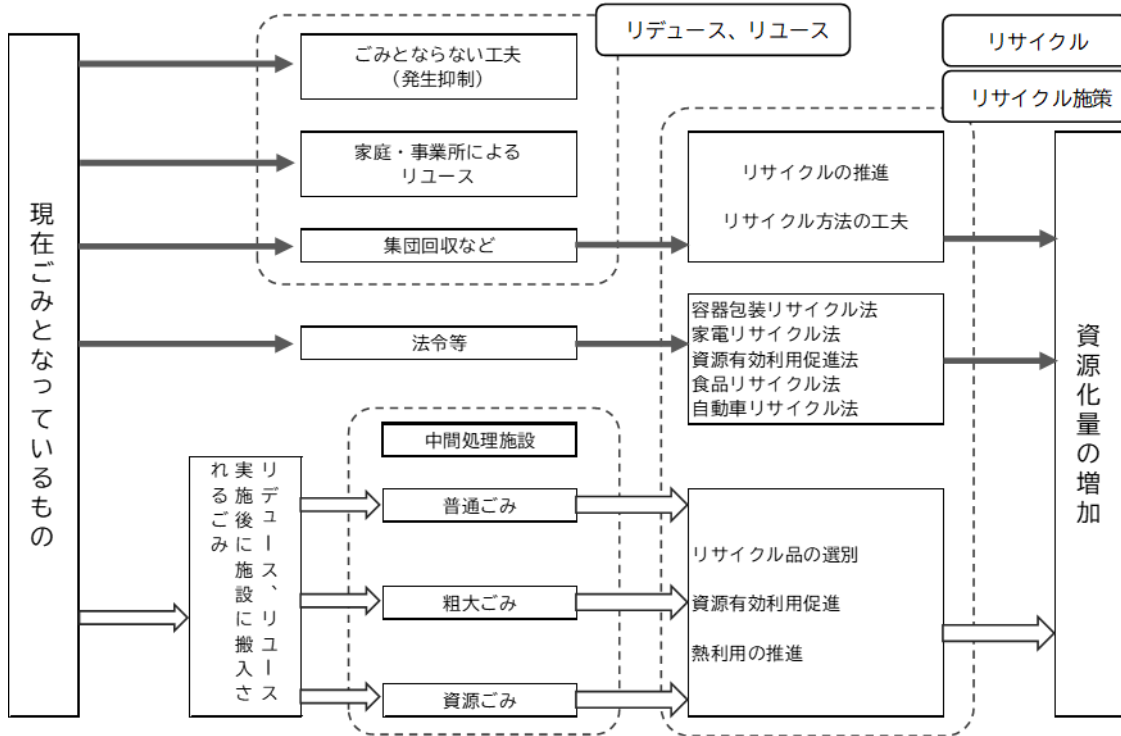


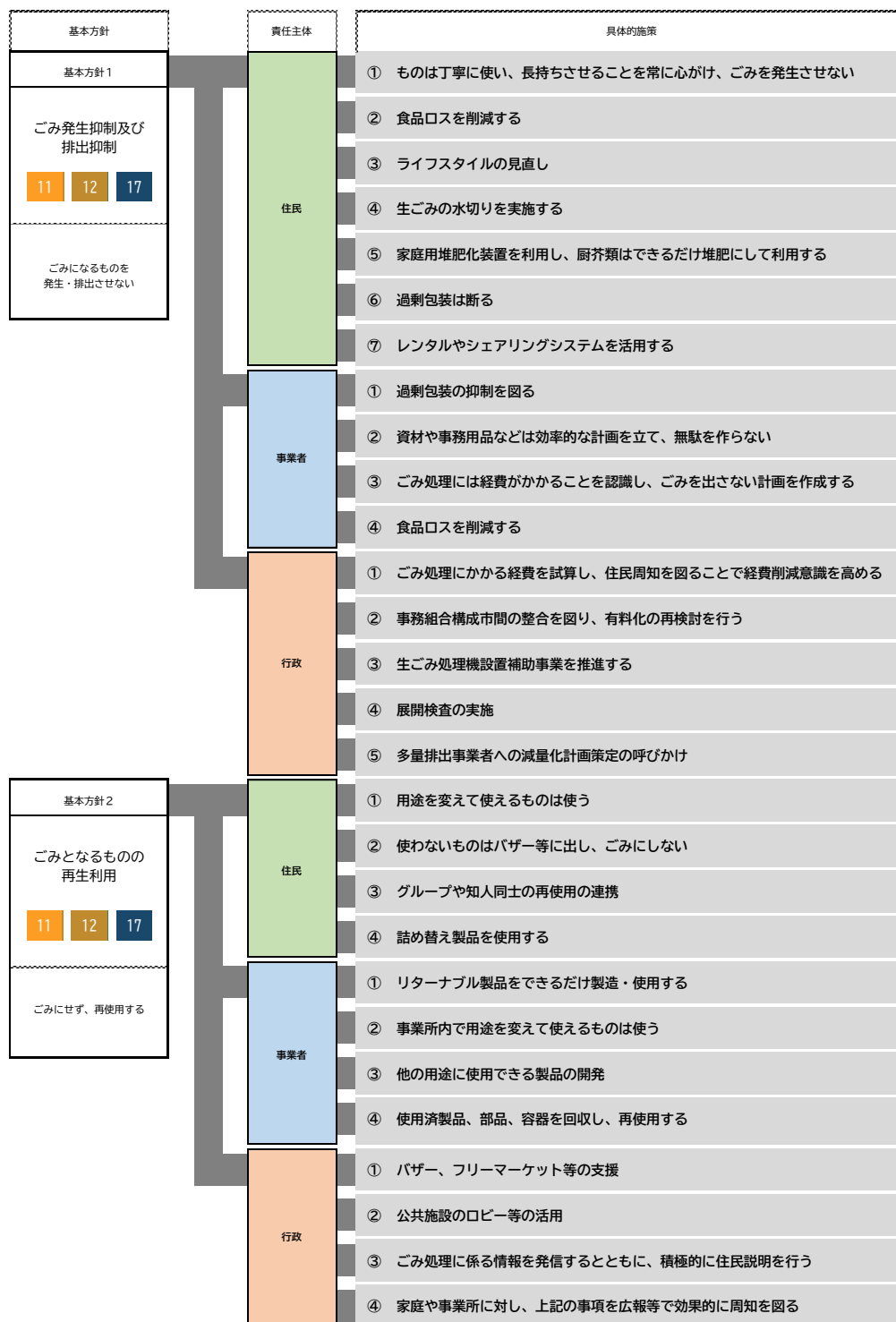
図4-2-2 3R施策の概念

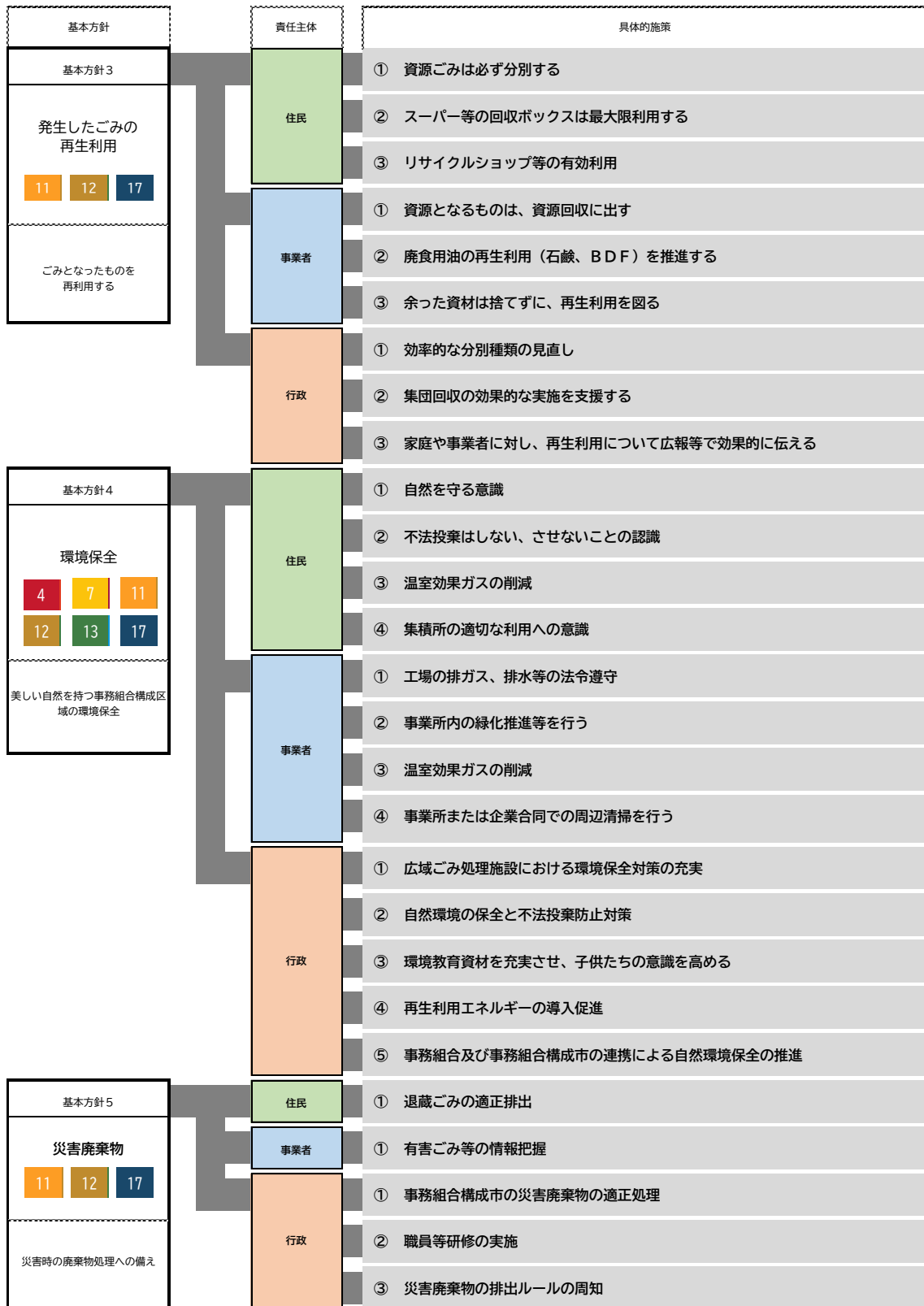


### 第3節 ごみ排出抑制のための施策に関する事項

基本理念及び基本方針に基づき、目標を達成するための施策を示す。

#### 1. 施策の体系





※ 4 7 11 12 13 17 (SDGs) : P.2 参照

図 4-3-1 施策の体系

## 2. 基本施策方針

### 1) ごみの発生抑制及び排出抑制に関する事項

ごみの発生及び排出抑制に関する事項を、以下に示す。

#### ごみの発生抑制及び排出抑制に関する事項

##### (1) 住民における発生・排出抑制の推進

①ものは丁寧に使い、長持ちさせることを常に心がけ、ごみを発生させない  
修理して使うことが可能なものは、修理して再使用し、ごみとしない。

##### ②食品ロスを削減する

買った食品は、「食品ロス削減レシピ」等の活用により無駄なく使うことで家計費の削減になることを自覚する。

例えば、毎月15日と30日は冷蔵庫のクリーンアップデーとし、家庭の冷蔵庫内にある食材の消費期限チェックを呼び掛ける等、食品ロス削減に向けた取り組みを行う。

##### ③ライフスタイルの見直し

マイバッグの持参でレジ袋の排出を減らす、マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らす、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくす等、ライフスタイルの見直しを実践する。

##### ④生ごみの水切りを実施する

生ごみの水を切ることで、ごみの発生量が少なくなることを自覚する。

##### ⑤家庭用堆肥化装置を利用し、厨芥類はできるだけ堆肥にして利用する

農家や園芸を行う家は、できる限り自宅の生ごみは堆肥化して利用する。

##### ⑥過剰包装は断る

過剰包装は意味がなく、ごみを増やすだけであることを自覚し、実践する。

##### ⑦レンタルやシェアリングシステムを活用する

利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを活用し、共同利用する。

## (2) 事業者における発生・排出抑制の推進

### ① 過剰包装の抑制を図る

「簡易包装は環境保全、過剰包装は環境破壊」を住民等にアピールする。  
結果的に商品は安くなり、社会の利潤も増えることを自覚する。

### ② 資材や事務用品等は効率的な計画を立て、無駄を作らない

家庭の食品と同様、無駄な資材は排除し、必要なものだけを購入する。

### ③ ごみ処理には経費がかかることを認識し、ごみを出さない計画を作成する

事業所でごみ処理にかかる経費を試算し、ごみを出さないことによる経費の削減を行う。

### ④ 食品ロスを削減する

外食産業では、提供する料理のサイズを複数設定する、持ち帰り容器を導入する等、食べ残しによる生ごみの排出を抑制する。

また、食品ロス削減の取組として、フードバンク団体等と連携し寄附できる環境づくりを検討する。

## (3) 行政における発生・排出抑制の方策

### ① ごみ処理にかかる経費を試算し、住民周知を図ることで経費削減意識を高める

ごみ処理には、多額の費用がかかっていることを伝え、発生・排出抑制を促す。

### ② 事務組合構成市間の整合を図り、有料化の再検討を行う

有料化の方法、生活系と事業系の差別化に対し、根拠を持った再検討を行う。

### ③ 生ごみ処理機設置補助事業を推進する

家庭や事業者に対し、上記の事項を広報等で効果的に周知を図る。

### ④ 展開検査の実施

事業系ごみの産業廃棄物の混入、資源の分別を徹底するため、展開検査を実施し、必要に応じて指導を行う。

### ⑤ 多量排出事業者への減量化計画策定の呼びかけ

多量排出事業者へは、ごみ排出抑制を促すため、減量化計画の策定を指導する。

## 2) ごみとなるものの再使用に関する事項

ごみとなるものの再使用に関する事項を、以下に示す。

### (1) 住民における再使用の推進

#### ①用途を変えて使えるものは使う

古いタオルの雑巾使用等、昔の知恵、現代の知恵を活かした使い方を実践する。

#### ②使わないものはバザー等に出し、ごみにしない

家庭で使わなくなったもの、使わないものは、バザーや不用品交換会に出す。特に、近年はSNSが普及していることから、積極的に活用し、使わないものを人に譲り、ごみとして排出しない。

#### ③グループや知人同士の再使用の連携

子供服等、不要になったものは、知人同士で再使用を行う。

#### ④詰め替え製品を使用する

使い捨てではなく、詰め替え用の洗剤等を使う。

### (2) 事業者における再使用の推進

#### ①リターナブル製品をできるだけ製造・使用する

リターナブルな製品の研究と販売及び広告を行う。

#### ②事業所内で用途を変えて使えるものは使う

事業所内で、他の部署に使えるものを把握し、再使用できるものは使う。

#### ③他の用途に使用できる製品の開発

使用した後も他の用途に使えるものを開発、販売する。

#### ④使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する

使用済容器等を回収し、消毒して再使用できるようなものについては、再使用することを検討する。

### (3) 行政における再使用の方策

①バザー、フリーマーケット等の支援

市内で開催されるバザーやフリーマーケット等を支援する。

②公共施設のロビー等の活用

公共施設で「譲ります・譲ってください」コーナーを設ける。

③ごみ処理に係る情報を発信するとともに、積極的に住民説明を行う

排出抑制及び資源化推進の必要性並びに温室効果ガス発生等の情報を発信する。

④家庭や事業所に対し、上記の事項を広報等で効果的に周知を図る

広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。

### 3) 発生したごみの再生利用に関する事項

発生したごみの再生利用に関する事項を、以下に示す。

#### (1) 住民における再生利用の推進

①資源ごみは必ず分別する

資源ごみを分別することで、資源化の促進だけでなく、ごみ処理費の削減効果が得られる。

②スーパー等の回収ボックスは最大限利用する

いつも買い物に行くスーパー等の回収ボックスは最大限利用する。

③リサイクルショップ等の有効利用

リサイクルショップやエコショップ等をできるだけ利用する。

## (2) 事業者における再生利用の推進

- ①資源となるものは、資源回収に出す  
資源ごみとして回収しているものは、必ず資源として出す。
- ②廃食用油の再生利用（石鹼、BDF）を推進する  
廃食用油の再生利用について、検討する。
- ③余った資材は捨てずに、再生利用を図る  
余剰資材の有効利用により、会社の経費削減となることを自覚する。

## (3) 行政における再生利用の方策

- ①効率的な分別種類の見直し  
資源化により効率的・効果的な分別種類を見直す。
- ②集団回収の効果的な実施を支援する  
集団回収の効果的な実施を支援し、推進する。
- ③家庭や事業者に対し、再生利用について広報等で効果的に伝える  
広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。

#### 4) 環境保全に関する事項

環境保全に関する事項を、以下に示す。

##### 美しい自然の環境保全

本市は海の青、山の緑に囲まれ、美しい資源の多い地域である。  
そのため、この環境は保全しなければならない。

#### (1) 住民における考え方（住民の意識）

##### ①自然を守る意識

一斉清掃への積極的参加と普段から清掃の心がけをもつ。

##### ②不法投棄はしない、させないことの認識

産業廃棄物の不法投棄だけでなく生活系ごみや廃家電の不法投棄を見逃さない。

##### ③温室効果ガスの削減

ごみの減量化・資源化が進めば焼却する量が減り、温室効果ガスの削減に繋がることを意識する。

##### ④集積所の適切な利用への意識

集積所の美化を保つため、適正なごみの排出、清掃の心がけをもつ。



## (2) 事業者における再生利用の推進（事業者の意識）

### ①工場の排ガス、排水等の法令遵守

工場は排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等の法令等を遵守する。

### ②事業所内の緑化推進等を行う

事業所内の清掃及び緑化に努める。

### ③温室効果ガスの削減

温室効果ガス削減を意識して経営にあたる。

### ④事業所または企業合同での周辺清掃を行う

事業所周辺の清掃を行い、地域美化に努める。

## (3) 行政における方策

### ①東総地区クリーンセンターにおける環境保全対策の充実

事務組合と協力して、周辺環境を保全する。

### ②自然環境の保全と不法投棄防止対策

不法投棄防止の監視強化を推進する。

### ③環境教育資材を充実させ、子供たちの意識を高める

社会科教材等の環境教育教材を充実させ、子供たちの意識向上を図る。また、施設見学を積極的に受入れ、ごみへの意識の向上を図る。

### ④再生利用エネルギーの導入促進

太陽光や太陽熱、水力、風力等のエネルギーの導入・普及を促進する。

### ⑤事務組合及び事務組合構成市の連携による自然環境保全の推進

事務組合構成区域で環境保全に関する行政内及び行政間の連絡体制をとる。

## 5) 災害廃棄物に関する項目

災害廃棄物に関する事項を、以下に示す。

### (1) 住民における災害廃棄物への対応

#### ①退蔵ごみの適正排出

災害時には家庭に退蔵している処理困難物等がまとめて排出され、円滑な処理の妨げとなる恐れがあることから、平時から適正排出をする。

### (2) 事業者における災害廃棄物への対応

#### ①有害ごみ等の情報把握

施設や事業者が保有している薬品等の有害ごみについて、災害時に円滑な対応がとれるよう、情報を管理する。

### (3) 行政における災害廃棄物への対応

#### ①災害廃棄物の適正処理

事務組合等と連携し、災害発生時には早急な処理体制構築を目指す。

#### ②職員等研修の実施

「災害廃棄物処理計画」に基づき、市職員、事務組合職員、収集運搬業者等関連団体への研修を継続的に実施し、災害時に備えた人材の育成を図る。

#### ③災害廃棄物の排出ルールの周知

災害廃棄物を初期段階から効率的に処理するために、平時から災害時の分別区分、排出ルール、置き場運用ルール等の情報を事務組合等と連携し、市民・事業者が発信する。

### 3. 処理体制

#### 1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本市では、令和2年度までは匝瑳市ほか二町環境衛生組合で処理を行っていたが、令和3年度の東総地区クリーンセンターの稼働に合わせ、銚子市、旭市とごみの分別区分・処理体制を統一した。

事務組合にて、普通ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理と最終処分を行っている。  
今後も現在の処理体制を継続して行っていく。

#### 2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみを排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、本市の事業所に対しては、啓発チラシ等を用いて、分別の周知徹底を図る。

引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。

#### 3) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

原則として産業廃棄物は受け入れておらず、今後も基本的に受け入れないこととする。

ただし、「併せ産廃」と認定できる物に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、受け入れについて今後事務組合と検討する。

本市は、太平洋に面しており海岸漂着ごみに加え、利根川水系の漂着ごみも多い。これらのごみに関しては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸管理者、河川管理者及び港湾管理者等と協議の上、事務組合構成区域から日常的に排出されるごみの処理や施設の安定的な運転に支障のない範囲で、東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

また、災害ごみについても同様に東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

## 第4節 新たなごみ減量化等の施策を実施した後のごみ量予測

第2節で目標を定め、それを達成するために第3節の基本施策を実施した場合のごみ量予測を示す。

### 1. ごみ排出量の予測

新たなごみ減量化等の施策によるごみ排出量の予測を表4-4-1に示す。

表4-4-1 ごみ排出量の予測

(単位：t/年)

項目	年度	実績値				予測値		増減率 (R19/R3)
		H27	H29	R1	R3	R14	R19	
人口(人)		38,063	36,969	35,881	34,696	31,020	29,292	-15.6%
生活系	可燃ごみ	4,829	4,751	4,966	5,948	4,868	4,404	-26.0%
	不燃ごみ	1,334	1,496	1,105	0	0	0	-
	粗大ごみ	20	21	23	643	526	476	-26.0%
	資源ごみ	655	614	587	679	555	502	-26.1%
	その他	10	9	12	50	41	37	-26.0%
	小計	6,848	6,891	6,693	7,320	5,990	5,419	-26.0%
事業系	可燃ごみ	2,557	2,515	2,131	2,481	2,191	2,058	-17.0%
	不燃ごみ	944	975	508	0	0	0	-
	粗大ごみ	0	0	0	242	214	200	-17.4%
	資源ごみ	38	33	27	15	13	13	-13.3%
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	小計	3,539	3,523	2,666	2,738	2,418	2,271	-17.1%
集団回収		266	222	198	144	66	50	-65.3%
年間排出量		10,387	10,414	9,359	10,058	8,408	7,690	-23.5%
総排出量		10,653	10,636	9,557	10,202	8,474	7,740	-24.1%

出典(実績)：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

### 1) 生活系ごみ及び事業系ごみの量

図 4-4-1 は、生活系ごみと事業系ごみの予測である。表 4-4-1 より、令和 19 年度のごみ  
量予測は令和 3 年度に対して生活系ごみは 26.0%の減少、事業系ごみは 17.1%の減少、ご  
みの年間総排出量は、24.1%の減少の予測となる。



図 4-4-1 生活系ごみと事業系ごみの排出量予測

### 2) ごみの種類別の量

図 4-4-2 は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及びその他の予測である。令和 19  
年度のごみ量予測は、令和 3 年度実績に対して可燃ごみ量は 23.3%の減少、不燃ごみ+粗  
大ごみ+その他は 23.7%の減少、資源ごみは 25.8%の減少の予測となる。

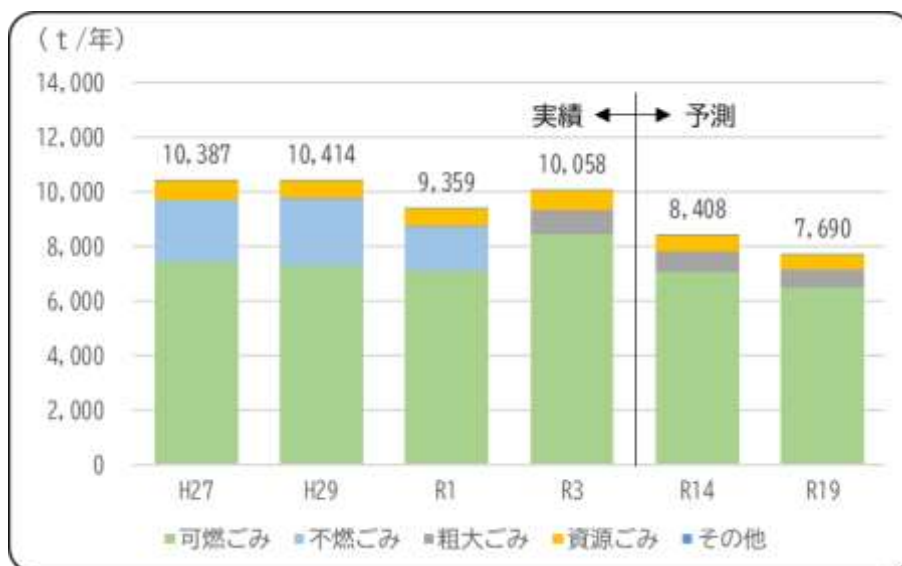


図 4-4-2 ごみの種類別排出量予測

## 2. ごみ原単位の予測

新たなごみ減量化等の施策を実施した場合の原単位の予測を表 4-4-2 及び図 4-4-3 に示す。この結果、令和 19 年度のごみの原単位の予測は、令和 3 年度実績に対して生活系ごみ原単位は 12.3%の減少、事業系ごみ原単位は 1.8%減少、総排出量原単位は 10.0%の減少の予測となる。

表 4-4-2 ごみの原単位の予測

(単位：g/人・日)

項目	年度	実績				予測		増減率 (R19/R3)
		H27	H29	R1	R3	R14	R19	
生活系	可燃ごみ	347.58	352.09	379.18	469.67	429.97	411.87	-12.3%
	不燃ごみ	96.02	110.87	84.37	0.00	0.00	0.00	-
	粗大ごみ	1.44	1.56	1.76	50.77	46.45	44.50	-12.3%
	資源ごみ	47.15	45.50	44.82	53.61	49.04	46.98	-12.4%
	その他	0.72	0.67	0.92	3.94	3.59	3.45	-12.4%
	小計	492.91	510.69	511.05	577.99	529.05	506.80	-12.3%
事業系	可燃ごみ	184.05	186.39	162.72	195.91	193.53	192.45	-1.8%
	不燃ごみ	67.95	72.26	38.79	0.00	0.00	0.00	-
	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	19.11	18.88	18.77	-1.8%
	資源ごみ	2.74	2.45	2.06	1.18	1.17	1.17	-0.8%
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
	小計	254.74	261.10	203.57	216.20	213.58	212.39	-1.8%
集団回収	17.03	14.66	13.85	10.51	5.83	4.64	-55.9%	
年間排出量	747.65	771.79	714.62	794.19	742.63	719.19	-9.4%	
総排出量	764.68	786.45	728.47	804.70	748.46	723.83	-10.0%	

※原単位(実績) = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 10<sup>6</sup>

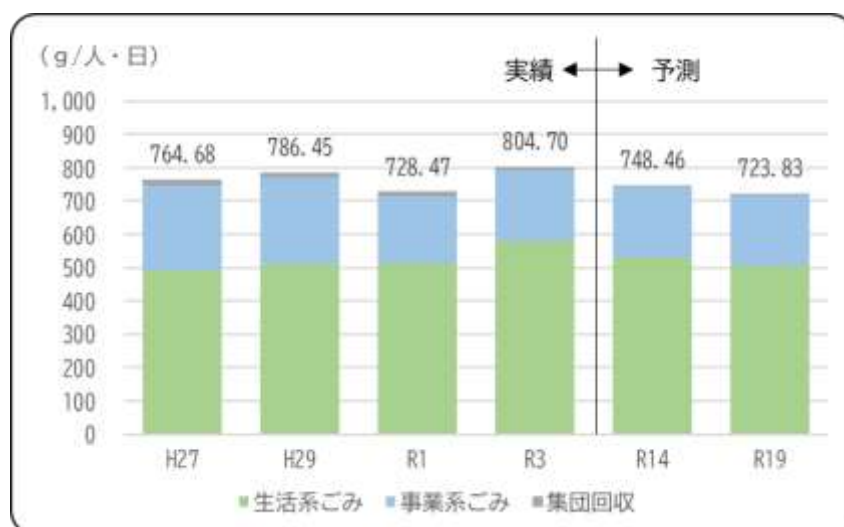


図 4-4-3 ごみの原単位の予測

## 第5節 新たなごみ減量化の施策を実施した後のごみ処理処分量と資源化率

新たな施策の焼却量、最終処分量の予測及び資源化量、資源化率を示す。

### 1. ごみ処理量・処分量及び資源化率の予測

新たなごみ減量化等の施策実施後のごみ処理・処分量及び資源化率の予測を表 4-5-1 に示す。また、焼却量、資源化量、最終処分量及び資源化率を図 4-5-1 に示す。

- ①令和 19 年度の焼却量は、令和 3 年度の 9,364 t/年から 23.4%減少し、7,175 t/年となる。
- ②令和 19 年度の資源化率は、令和 3 年度の 17.6%から 16.8%となる。
- ③令和 19 年度最終処分量は、令和 3 年度の 318 t/年を維持する。

表 4-5-1 ごみ処理、処分の予測

(単位：t/年)

項目	年度	実績				予測		増減率 (R19/R3)
		H27	H29	R1	R3	R14	R19	
総排出量		10,653	10,636	9,557	10,202	8,474	7,740	-24.1%
焼却処理量		9,127	9,206	8,174	9,364	7,840	7,175	-23.4%
焼却以外中間処理		2,890	3,046	2,166	694	568	515	-25.8%
資源化量		1,859	1,798	1,651	1,799	1,437	1,299	-27.8%
	直接資源化量	101	93	84	534	437	396	-25.8%
	施設資源化量	1,492	1,476	1,369	1,121	934	853	-23.9%
	集団回収量	266	222	198	144	66	50	-65.3%
資源化率		17.4%	16.9%	17.3%	17.6%	17.0%	16.8%	-4.5%
最終処分量		145	126	167	318	261	239	-24.8%
最終処分率		1.4%	1.2%	1.7%	3.1%	3.1%	3.1%	0.0%

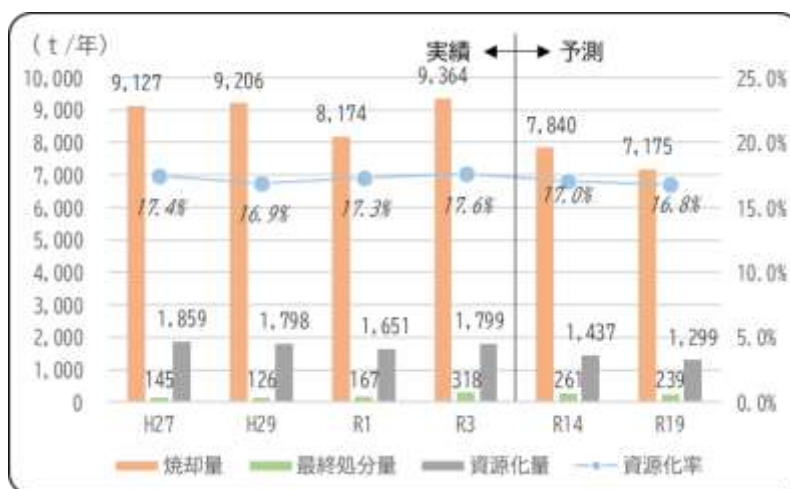


図 4-5-1 ごみ処理、処分の予測

## 第6節 ごみの分別区分

将来の収集における分別区分と事業系廃棄物の取り扱いについて。

### 1. 生活系ごみ

令和3年度から本市では、銚子市及び旭市とごみの分別を統一しており、表4-6-1の通りとなっている。今後も継続して、現在のごみの分別区分で収集を行っていくこととする。

表4-6-1 生活系ごみの分別区分

普通ごみ	台所ごみ、枝葉・板等、繊維類、プラスチック類、陶磁器類、ガラス類、その他
資源ごみ	カン、ビン、ペットボトル、金属、紙類、衣類
粗大ごみ	家具、ストーブ、スポーツ用品、自転車、布団、シャベル、物干し竿等
小型家電	携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、オーディオプレーヤー、メモリーカード、ゲーム機、電子辞書、電卓、ドライヤー、電気カミソリ、カーナビ等
有害ごみ	蛍光管、乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、ライター、モバイルバッテリー

出典：ごみの分け方・出し方

### 2. 事業系ごみ

事業系ごみは、許可業者による搬入及び事業者自ら持込を行うこととし、分別区分は、産業廃棄物を除き、基本的に生活系ごみと同様とする。

### 3. 産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

原則として産業廃棄物は受け入れていないことから、今後も産業廃棄物は受け入れないこととする。

ただし、「併せ産廃」と認定できる物に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、受入れについて今後、事務組合と検討する。

本市はいずれも太平洋に面しており海岸漂着ごみが多い。これらのごみに関しては、関係機関との協議のうえ、検討する。



## 第7節 ごみ処理計画

### (ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

収集運搬、中間処理及び最終処分計画の概要を示す。

#### 1. 収集・運搬計画

##### 1) 収集・運搬に関する目標

- ・ 3Rの推進を図るために分別区分の見直しの検討をする。
- ・ 人口の増減や高齢化等に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しの検討をする。

##### 2) 収集区域

収集区域は、本市全域とする。

##### 3) 収集・運搬の体制・主体

収集・運搬の体制・主体は、現在の体制を継続して行っていくものとする。

##### 4) 収集・運搬計画

###### ① ごみ集積所の運営・管理

ごみ集積所は、町内会等の協力により清潔・安全に管理されているが、カラス等が原因で食品ごみ等が散乱している場合があるため、ごみを出す時間を徹底すること等を周知する。

###### ② 収集運搬車両の最適化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

###### ③ 適正処理困難物等

本市が収集・処理を行わないものは、第3章第4節 1-3) のとおりであるが、これらの品目及び「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として医療機関、販売店、専門業者等での引き取りを引き続き指導していく。

###### ④ 中継施設整備

本市では、収集運搬の効率化を目的とし、事務組合と協力して中継施設の整備を進めていくこととする。

表 4-7-1 中継施設の計画概要

中継施設	工期
匝瑳市	令和5年度～令和8年度

## 2. 中間処理計画

### 1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの種類ごとに安全かつ衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

また CO<sub>2</sub> の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うとともに、発電等により熱エネルギーの有効利用を図ることを目標とする。

- ・安全かつ衛生的な中間処理を行う。
- ・焼却により発生するエネルギーの有効利用を行う。
- ・効果的な資源化を行い、最終処分量の軽減に努める。
- ・周辺環境の保全に十分に配慮する。

### 2) 中間処理体制及び中間処理方法

中間処理体制及び中間処理方法は、現在の体制を継続して行っていくものとする。

## 3. 最終処分量計画

### 1) 最終処分に関する目標

- ・東総地区最終処分場の適正管理により、埋立廃棄物の安定化・無害化を図る。
- ・ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図り、広域最終処分場の延命化に努める。

### 2) 最終処分計画

令和3年度から、東総地区最終処分場の埋立を開始しており、今後も継続して行っていくものとする。灰等の飛散を防止し、浸出水量をできるだけ少なくする等、安全性を十分に考慮した施設とする。

## 第8節 計画のフォローアップと事後評価

本計画の事後評価に関すること。

### 1. 概要

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施する。

### 2. 実施手順と実施時期

事務組合と協力して評価を行い、事務組合構成市に報告を行うものとする。

事後評価の実施時期は、事後評価の対象となる年度の翌年度に行うものとする。

### 3. 実施方法

本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標等によって測定し、施策に係る現状や課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

### 4. 事後評価の視点

当該施策の目標の達成状況を把握し、必要性、効率性や有効性の観点のほか、その他必要な観点から評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明確にすることとする。



## 資料編

# 1. ごみ処理の実績と予測（排出量）

（単位：t/年）

分別区分		実績										目標																
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
人口（人）		39,454	38,979	38,571	38,063	37,524	36,969	36,466	35,881	35,349	34,696	34,398	34,100	33,802	33,504	33,145	32,785	32,426	32,066	31,707	31,363	31,020	30,676	30,333	29,989	29,640	29,292	
生活系ごみ・集団回収	市収集	可燃ごみ	4,770	4,755	4,747	4,711	4,710	4,629	4,644	4,789	4,442	5,641	5,550	5,460	5,370	5,281	5,182	5,085	4,989	4,893	4,799	4,708	4,617	4,528	4,439	4,351	4,263	4,177
		不燃ごみ	186	157	142	145	137	126	127	167	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	5	7	14	10	9	12	13	11	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	710	668	638	616	594	573	556	555	712	654	643	633	622	612	600	589	578	567	556	545	535	525	514	504	494	484
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
	小計		5,671	5,587	5,541	5,482	5,450	5,340	5,340	5,522	5,380	6,301	6,199	6,099	5,998	5,899	5,787	5,679	5,572	5,465	5,360	5,258	5,157	5,058	4,958	4,859	4,761	4,665
	自己搬入	可燃ごみ	91	75	108	118	121	122	112	177	162	307	302	297	292	287	282	276	271	266	261	256	251	246	241	237	232	227
		不燃ごみ	1,121	1,168	1,023	1,189	1,261	1,370	1,401	938	798	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	12	12	11	10	17	9	7	12	0	643	632	622	612	601	590	579	568	557	547	536	526	516	506	496	486	476
		資源ごみ	29	45	80	39	39	41	38	32	22	25	24	24	24	23	23	22	22	22	21	21	20	20	20	19	19	18
		その他	12	12	11	10	17	9	7	12	5	44	43	42	42	41	40	40	39	38	37	37	36	35	35	34	33	33
	小計		1,265	1,312	1,233	1,366	1,455	1,551	1,565	1,171	987	1,019	1,001	985	970	952	935	917	900	883	866	850	833	817	802	786	770	754
	生活系ごみ排出量		6,936	6,899	6,774	6,848	6,905	6,891	6,905	6,693	6,367	7,320	7,200	7,084	6,968	6,851	6,722	6,596	6,472	6,348	6,226	6,108	5,990	5,875	5,760	5,645	5,531	5,419
	集団回収		292	297	274	266	243	222	215	198	132	144	127	118	110	103	97	90	85	79	75	69	66	63	59	56	53	50
生活系ごみ+集団回収排出量		7,228	7,196	7,048	7,114	7,148	7,113	7,120	6,891	6,499	7,464	7,327	7,202	7,078	6,954	6,819	6,686	6,557	6,427	6,301	6,177	6,056	5,938	5,819	5,701	5,584	5,469	
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	1,505	1,449	1,345	1,239	1,260	1,355	1,240	1,101	1,025	1,488	1,473	1,459	1,445	1,430	1,414	1,396	1,380	1,363	1,346	1,330	1,314	1,298	1,282	1,266	1,250	1,234
		不燃ごみ	3	5	1	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
		資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		1,508	1,454	1,346	1,239	1,260	1,355	1,243	1,107	1,025	1,491	1,476	1,462	1,448	1,433	1,417	1,399	1,383	1,366	1,349	1,333	1,317	1,301	1,285	1,269	1,252	1,236
	自己搬入	可燃ごみ	1,426	1,395	1,328	1,318	1,212	1,160	1,131	1,030	872	993	983	974	964	955	943	932	921	910	899	888	877	866	856	845	834	824
		不燃ごみ	732	749	810	944	889	975	794	502	414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	239	237	234	232	230	227	224	222	219	216	214	211	208	206	203	201	198
		資源ごみ	23	35	33	38	34	33	33	27	29	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		2,181	2,179	2,171	2,300	2,135	2,168	1,958	1,559	1,315	1,247	1,235	1,223	1,211	1,199	1,184	1,170	1,157	1,143	1,129	1,116	1,101	1,087	1,075	1,061	1,048	1,035
	事業系ごみ排出量		3,689	3,633	3,517	3,539	3,395	3,523	3,201	2,666	2,340	2,738	2,711	2,685	2,659	2,632	2,601	2,569	2,540	2,509	2,478	2,449	2,418	2,388	2,360	2,330	2,300	2,271
	総排出量（集団回収除く）		10,625	10,532	10,291	10,387	10,300	10,414	10,106	9,359	8,707	10,058	9,911	9,769	9,627	9,483	9,323	9,165	9,012	8,857	8,704	8,557	8,408	8,263	8,120	7,975	7,831	7,690
総排出量		10,917	10,829	10,565	10,653	10,543	10,636	10,321	9,557	8,839	10,202	10,038	9,887	9,737	9,586	9,420	9,255	9,097	8,936	8,779	8,626	8,474	8,326	8,179	8,031	7,884	7,740	









### 3. ごみ処理の実績と予測（処理・処分量等）

（単位：t/年）

	実績										目標															
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
焼却処理	9,112	9,206	8,985	9,127	9,061	9,206	8,636	8,174	7,527	9,364	9,229	9,097	8,966	8,834	8,686	8,540	8,398	8,254	8,113	7,977	7,840	7,705	7,573	7,439	7,305	7,175
直接焼却量	7,792	7,674	7,528	7,386	7,303	7,266	7,127	7,097	6,501	9,364	9,229	9,097	8,966	8,834	8,686	8,540	8,398	8,254	8,113	7,977	7,840	7,705	7,573	7,439	7,305	7,175
粗大ごみ処理施設	1,201	1,407	1,390	1,677	1,703	1,877	1,436	1,016	882	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他資源化施設	119	125	67	64	55	63	73	61	144	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
焼却以外中間処理	2,664	2,704	2,608	2,890	2,884	3,046	2,876	2,166	2,173	694	682	672	661	649	637	625	614	603	591	580	568	558	547	536	526	515
マテリアルリサイクル推進施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	694	682	672	661	649	637	625	614	603	591	580	568	558	547	536	526	515
粗大ごみ処理施設	2,059	2,098	2,001	2,298	2,313	2,492	2,345	1,636	1,438	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他資源化施設	605	606	607	592	571	554	531	530	735	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（単位：t/年）

	実績										目標															
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
直接資源化量	157	142	144	101	96	93	96	84	28	534	524	518	508	500	490	481	473	464	455	447	437	430	421	413	405	396
紙類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264	259	256	251	247	242	238	234	229	225	221	216	212	208	204	200	196
紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	40	40	39	38	38	37	36	36	35	34	34	33	32	32	31	30
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	157	142	144	101	96	93	96	84	28	38	37	37	36	36	35	34	34	33	32	32	31	31	30	29	29	28
ガラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191	188	185	182	179	175	172	169	166	163	160	156	154	151	148	145	142
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設資源化量	1,703	1,508	1,524	1,492	1,476	1,483	1,659	1,369	1,376	1,121	1,104	1,088	1,073	1,057	1,039	1,021	1,003	985	968	951	934	919	902	886	870	853
金属類	346	300	286	274	272	271	261	239	263	175	172	169	167	164	161	158	155	152	149	146	143	141	138	135	133	130
ガラス類	292	279	273	275	261	250	228	194	187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肥料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙類	206	200	174	182	180	175	175	152	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	77	73	69	70	67	65	68	64	67	53	52	51	51	50	49	48	47	46	45	44	43	43	42	41	40	39
容器包装プラスチック	45	42	39	44	44	46	46	44	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熔融スラグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	893	880	868	855	843	829	815	801	787	774	761	748	735	722	710	697	684
セメント原料	632	587	609	572	572	588	516	537	514	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	105	27	74	75	80	88	365	139	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収量	292	297	274	266	243	222	215	198	132	144	127	118	110	103	97	90	85	79	75	69	66	63	59	56	53	50
資源化量合計	2,152	1,947	1,942	1,859	1,815	1,798	1,970	1,651	1,536	1,799	1,755	1,724	1,691	1,660	1,626	1,592	1,561	1,528	1,498	1,467	1,437	1,412	1,382	1,355	1,328	1,299
資源化率	19.7%	18.0%	18.4%	17.4%	17.2%	16.9%	19.1%	17.3%	17.4%	17.6%	17.5%	17.4%	17.4%	17.3%	17.3%	17.2%	17.2%	17.1%	17.1%	17.0%	17.0%	17.0%	16.9%	16.9%	16.8%	16.8%

（単位：t/年）

	実績										目標															
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
最終処分量	186	157	142	145	137	126	126	167	211	318	307	303	299	294	289	284	280	275	270	266	261	257	252	248	243	239
焼却施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	312	307	303	299	294	289	284	280	275	270	266	261	257	252	248	243	239
粗大ごみ処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他資源化施設	186	157	142	145	137	126	126	167	211	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分率	1.7%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.7%	2.4%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%